

**有料老人ホーム等における
軽減税率制度の導入に向けた取り組み支援
のための調査研究事業**

平成 31 年 3 月

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

目 次

I	調査研究実施の概況	2
1.	調査研究事業の背景と目的	2
2.	調査研究事業の内容	3
(1)	説明用資料等の作成	3
(2)	地方説明会等の実施	3
(3)	説明資料の全国の事業所への配布	3
(4)	今後の検討事例等の整理	3
3.	検討体制	5
II	作成した説明資料等の概要	6
III	地方説明会等の実施状況	39
IV	今後の検討課題（今回の質問事項等の整理）	42
(1)	「高齢者住まい（有料老人ホームとサ高住のみ）に限定されている」	43
(2)	「食材費や食事以外の消費税の扱い」	46
(3)	軽減税率の対象は「入居者」にかぎる	47
(4)	「1食640円以内」について	49
(5)	「1日の累計額1920円に達するまで」について	51
(6)	金額基準の計算対象を「あらかじめ書面で定める」	52
(7)	月額定額の食費を「合理的な方法」で1食分に計算する	53
(8)	「欠食」の場合の計算方法	55
(9)	「厨房管理費等の扱い」	57
(10)	「定められた『朝食・昼食・夕食』以外の扱い」	59
(11)	「コーヒーや軽食等のアラカルトメニュー」	60
(12)	「ゼリーや栄養補助食品等が食事に加わる場合」	61
(13)	「流動食や刻み食等の加工費用：食事と一体と考えられる費用」	62
(14)	「ホーム内の売店での食料品販売や出前等」	63
(15)	「食事委託会社との委託契約」	65
(16)	上記以外のその他の質問	67

I 調査研究実施の概況

1. 調査研究事業の背景と目的

2019年10月から、消費税の改正が実施される。

これまで8%であった標準税率が10%に引き上げられることとなっているが、例外的に「軽減税率8%」が適用される事項がいくつかある。

軽減税率8%の適用される代表的なものは、「飲食料品の譲渡」であり、広く社会一般で、標準税率と軽減税率の2つの消費税率を混在させて税務処理等を行うことになるのは、わが国の消費者にとって初めての機会と言ってよい。

実際に軽減税率が施行され、どのような処理を行うかについては、できるだけ早急な準備を行うことが必要であり、その準備は日本全体で取り組むべき大切な課題だと言える。

しかし、「飲食料品の譲渡」についての軽減税率8%の実施は、きちんとした知識をもっておかないといけない内容となっている。いくつかの例外として、10%の標準税率が適用される場合があるからである。

まず「酒類」は10%の標準税率とされている。

また、飲食品を単に購入するのではなく、「レストランや食堂での外食」は標準税率10%となる。コンビニエンスストアでの飲食料の販売（通常は8%）であっても、店に付属する飲食設備（イートイン・コーナー等）で飲食する場合は、「外食」と同じ扱いで10%の標準税率とされることとなっている。さらに、ケータリング等も標準税率10%となる。

ところで、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅（本書では2つの制度をあわせて「高齢者住まい」と総称する。）での食事サービスの費用（食費）については、「入居者」に対して、「一定の金額基準」を満たす場合については、軽減税率8%の適用が認められている。

提供されるサービスの種類だけでなく、軽減税率が適用される対象の利用者や金額の範囲が限定されることとなっている。

つまり、単なる「飲食料品の譲渡は8%」という制度とは大きく扱い方が異なっている。高齢者住まいでの食事提供は、場合によっては「外食」や「ケータリング」にサービス提供の外見が似ている場合もありうるが、一定の条件でだけ8%の扱いとなる、という点でも異なるのである。

このように、高齢者住まいにおける軽減税率の適用内容については、ご入居者やご家族だけでなく、高齢者住まいを設置・運営する事業者にとっても、もっと理解を深め、準備を広げていかなければならない課題がたくさんあると考えられる。

本調査研究事業は、高齢者住まい事業における、軽減税率制度の導入が少しでも円滑に行われることを目的として、制度を導入する上で生じる課題及びその対応方策を整理するとともに、事業者や消費者に対する説明用資料の作成等を行い、事業者等に対する周知を行うものである。

2. 調査研究事業の内容

調査研究事業実施にあたっては、以下の内容での検討を行い、委員会やワーキング委員会での議論を行い、資料作成や配布、地域説明会等の実施等を行った。

(1) 説明用資料等の作成

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の事業者に対してむけて、今回の軽減税率の考え方のポイントの説明、各事業者が準備すべき課題や参考となる情報をできるだけ具体的に理解してもらえよう資料の作成を行う。

また、「単に事業者への説明資料だけでなく、ご入居者やご家族に説明するにあたっても利用できるような資料もほしい」という声もあり、制度改正の概要を一般消費者にもご理解いただけるような簡単な資料も作成することとした。

これらについては、(2)の地方説明会等でも活用するほか、(3)の全国の出来るだけ多数の高齢者住まいへの見本の配布を行うとともに、WEBでの公開により、各事業者で活用してもらえようにした。

(2) 地方説明会等の実施

全国8ヵ所程度での地方説明会を実施し、制度説明と理解の普及に努めることとした。また、主催する地方説明会だけでなく、厚生労働省による告知の協力も得て、全国数か所の地方公共団体からの講師派遣の依頼にも対応することとした。

地方説明会の実施時には、会場での質疑応答や終了後のアンケート実施により、当初の企画段階での検討内容や、事前には予想できなかった具体的な問題事例の把握等もできるだけ積極的の行うこととした。

(3) 説明資料の全国の事業所への配布

上記(1)(2)で活用した説明用資料については、さらに、全国の出来るだけ多数の有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に対して、問題や課題の周知をはかるため、郵送により資料見本の配布を行うこととした。

(4) 今後の検討事例等の整理

改正された消費税の実施、新しい軽減税率による処理の開始は、2019年10月から実施される。

今回の説明資料等の作成に関しては、事業者団体等による検討のほか、事前に、複数の事業者の経理担当者等からの意見や質問も徴収したほか、厚生労働省の協力も得て、関係する所管部署への問い合わせや照会もできるだけ実施したところではある。

しかし、過去の消費税改正等の経過を鑑みると、実際の高齢者住まいの現場における消費税の実務が固まってくるのには、10月以降の実際の運用が出そろうことも必要になってくるのではないか。

具体的には、各事業者の高齢者住まい（有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅）の消費税納税を所管する税務署や各地の国税局の判断を確認しなければならない事例も多く発生することになるのではないか。

その過程では、税理士や税務署の担当によっては、他の税理士や税務署と異なる判断や考え方が示される場合も出てくる可能性が否定できないのではないか。全国で統一的な考え方で税務処理の実務がかたまるのには時間がかかる、と考えるおかねばならない。

場合により運営の現場が混乱するかもしれないが、そういった問題を最小限度にとどめるためにも、具体的にどのような事例が問題になるのかを、できるだけ整理しておくことが必要である。

この調査研究では、地方説明会での説明のあとの質疑や、説明会終了後のアンケートの回収結果等を通じて、質問等が多かった同じような事例や似かよっているが考え方のポイントが異なるのではないか、といった事例、また、検討段階では予想できなかったような事例、誤解の多そうなポイント、等についても、できるだけ丁寧に採取することとした。

3. 検討体制

本調査研究は、下記のメンバーで構成する委員会とワーキングを設置し、事業の実施等についての意見等のご検討をいただいた。

(委員会名簿：敬称略)

岸脇 知也 (株) ハーフ・センチュリー・モア 経理部
*長田 洋 (一社) 全国介護付きホーム協会 事務局次長
福島 弘靖 (株) 太平洋シルバーサービス 管理部 部長
(オブザーバー 厚生労働省 老健局 高齢者支援課)

(ワーキング名簿：敬称略)

石田 育秀 (一社) 全国介護付きホーム協会
石川 則子 (一財) サービス付き高齢者向け住宅協会
小林 宏彰 (一財) サービス付き高齢者向け住宅協会 事務局長
長田 洋 (一社) 全国介護付きホーム協会 事務局次長

なお、資料作成の企画・検討、および地方説明会や地方公共団体からの講師派遣依頼にあたっては、以下の3団体からの協力を得た。

一般社団法人全国介護付きホーム協会 (略称：介ホ協)

一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会 (略称：サ住協)

一般社団法人高齢者住宅協会 (略称：高住協)

Ⅱ 作成した説明資料等の概要

今回の調査研究の実施にあたって最終的に作成した資料は、次のようになっている。

- ① 事業者向け「高齢者向け住まいにおける飲食料品の提供の消費税の軽減税率」
- ② ご利用者向けリーフレット

なお、上記①②は、完成版を本報告書に掲載するが、地方説明会の実施に際しては、軽減税率の説明だけでなく、介護保険制度に関して、消費税の改正とも関連して本年10月から実施予定の「新処遇改善加算（介護職員等特定処遇改善加算）の創設」と「報酬の基本単位微増（消費税引上げに伴う仕入れ物件費分の報酬アップ（0.39%）」の説明等も同時に行った。（添付資料の最後に抜粋を掲載した）

高齢者向け住まいをご利用の皆様へ：食事の提供の際の消費税の扱いについて

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をご利用の皆様、

2019年10月から、消費税は標準税率は10%に引き上げられます。
その際、「飲食料品の譲渡（購入）」は、軽減税率（8%）が適用されます。

消費税法にもとづき、外食などは、標準税率（10%）の適用ですが、
「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」で提供される食事については、
「入居者」に対し、「一定の金額基準」を満たす場合のみ、軽減税率（8%）となります。

食事の提供について、軽減税率の対象となるのは**「入居者」の方のみ**です。（入居者にも一部例外があります）
ご家族等の来訪者、外部利用者、職員等への食事の提供は10%となります。

「金額基準」は、
「1食につき640円(税抜)以下」かつ「1日の累計額が1920円に達するまで」が8%の適用です。

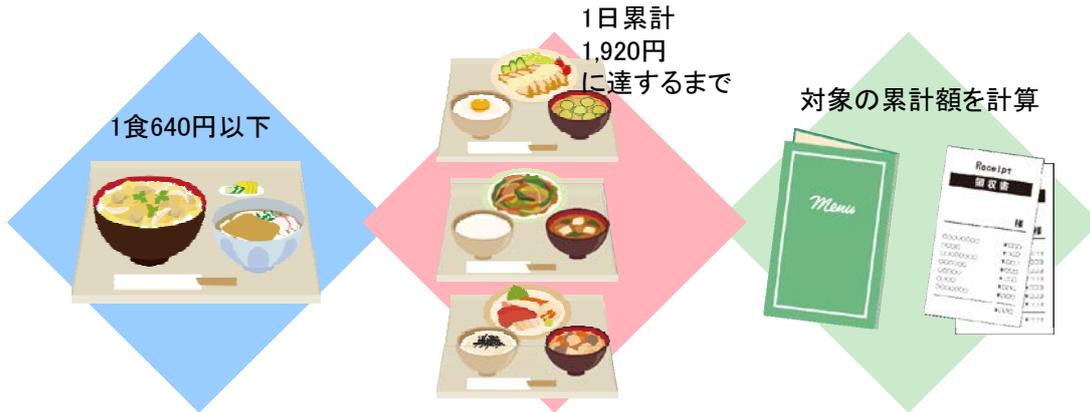
* 詳しくは、ご利用の高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の事業者にお問合せください。



有料老人ホーム等での「飲食料品の提供」の軽減税率(8%) 「金額基準」の考え方

- 1食につき640円（税抜）以下
- その累計額が1日1,920円に達するまで
- ただし、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を「**あらかじめ書面により**」明らかにしているときは、当該対象飲食料品のみで累計額を計算してよい

* 詳しくは、ご利用の高齢者向け住まいの事業者にお問合せください。



■ 1食につき640円以下であるもの

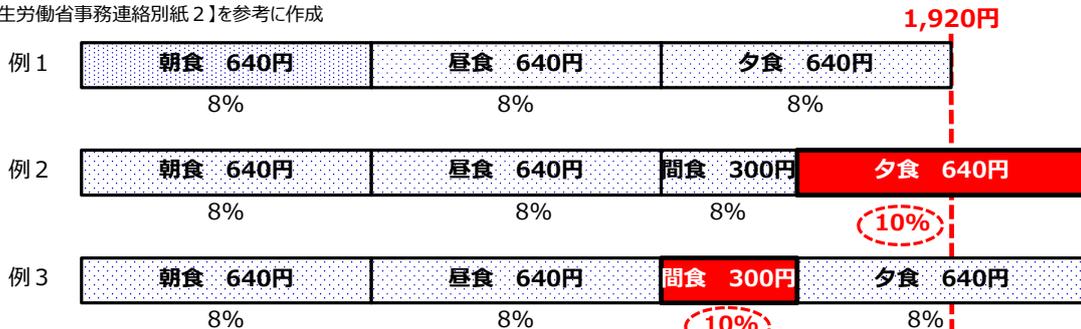
640円を超える食事については、軽減税率の対象とはならない

- 例 640円 → 8%
650円 → 10%

■ 1日の食費の累計額が1,920円に達するまでのもの

1日の食費の累計額が1,920円を超える場合、超えた食事については軽減税率の対象とはならない。ただし、「あらかじめ書面により」累計額の計算の対象となる食事を明らかにしている場合は、その方法による。

【厚生労働省事務連絡別紙2】を参考に作成

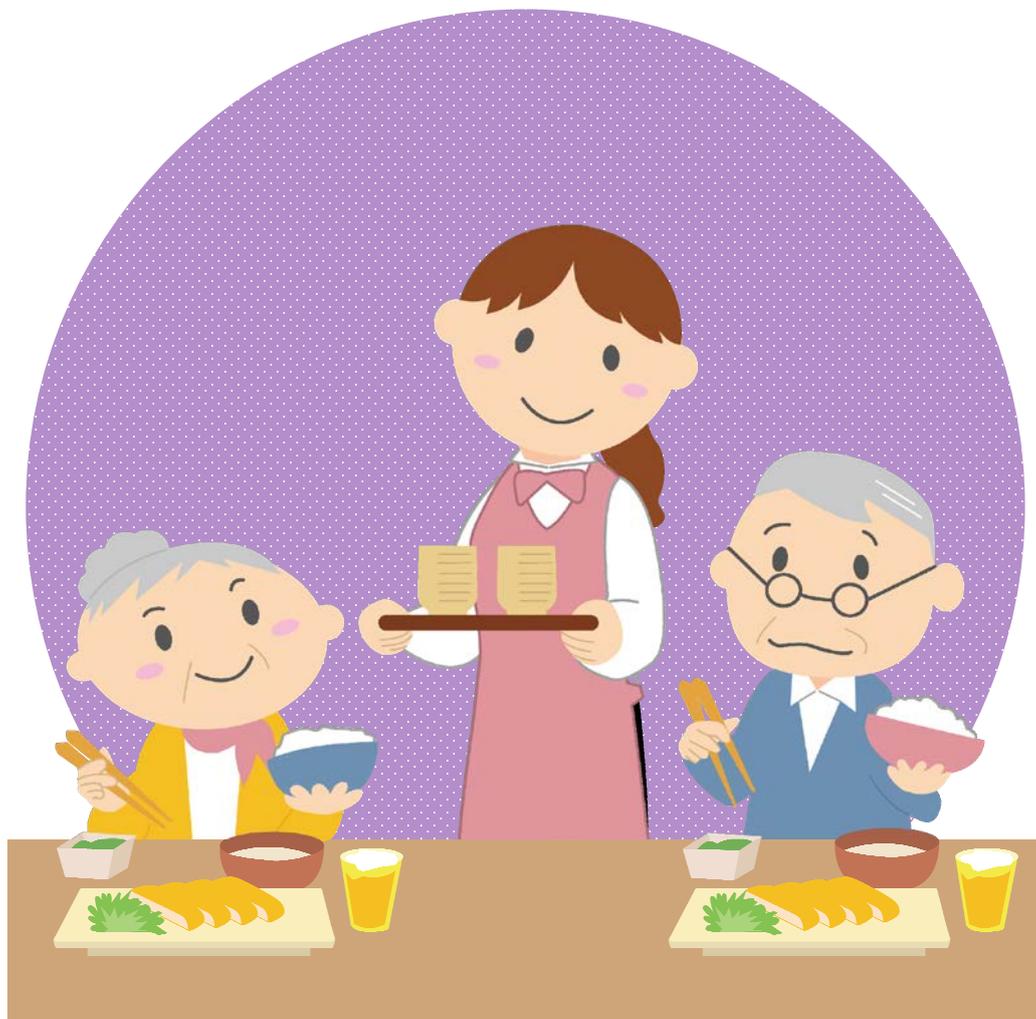


※例3は、間食を軽減税率の対象としないことを「あらかじめ書面により」明らかにしている場合

この資料は、平成30年度厚生労働省老人保健増進等事業として、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が受託し作成したものです。
* 作成協力：一般社団法人全国介護付きホーム協会、一般社団法人サービス付き高齢者向け住宅協会、一般社団法人高齢者住宅協会

高齢者向け住まいにおける

飲食料品の提供の 消費税の軽減税率



はじめに

- 2019年10月より、消費税が改定されます。
従来の消費税率8%が、原則10%に改定されます。
- しかし、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅において、
住まいの設置事業者・運営事業者から、入居者の方々に提供される
「食事サービス」については、**一定の条件付きで、「8%の軽減税率」が適用される**こととなっています。
- 留意すべきは、全部の食事サービスの税率が8%になるのではなく、
対象者や食事の単価等によっては、税率10%となる場合もある、という点です。
- 本資料では、
有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での食事の消費税が
どういう場合に8%となり、どういう場合に10%となるのか、
の考え方を解説しています。
- 消費税の課税の判断は、
最終的には、所管の税務署等に確認していただくことが必要となります。

2019年3月

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

資料作成協力：高齢者住まい事業者団体連合会

（公益社団法人全国有料老人ホーム協会
一般社団法人全国介護付きホーム協会
一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会
一般社団法人高齢者住宅協会）

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 1.法令の構造

1. 法令の構造

1. 2019年10月から、消費税は10%に引き上げ（大原則）
2. 飲食料品の譲渡(購入)は、軽減税率（8%）に該当（原則）
 - * 医薬品や医薬部外品は10%（飲食料品ではない）
 - * レストランや町の食堂等での飲食は10%
 - * 酒類は10%
3. 飲食料品の譲渡の中でも、
ケータリング（相手方が指定した場所において調理等の役務を伴う飲食料品の提供）は、
軽減税率の対象外で10%（例外）
4. ケータリングでも、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等において、
「入居者」に対する「一定の金額基準」を満たす飲食料品の提供は、
軽減税率（8%）の対象（例外の例外）

※特養、老健、介護医療院、軽費老人ホーム（ケアハウス）、通所（デイサービス）、
認知症グループホーム等は、食費・食材費はもともと非課税です。

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 1.法令の構造

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲

軽減税率対象:8%

標準税率対象:10%

テイクアウト・
宅配等



外食

ケータリング等



有料老人ホーム等で
行う飲食料品の提供



酒類



飲食料品

（食品表示法に規定する食品）

人の飲用又は食用に供されるもの



医薬品・
医薬部外品等

よくわかる消費税軽減税率制度（国税庁）をもとに作成

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 2.対象者

2. 対象者

1. 入居者の要件（有料老人ホーム）＝サービス付き高齢者向け住宅の入居者の要件

- ① 60歳以上の者
- ② 要介護認定・要支援認定を受けている60歳未満の者
- ③ それらの者と同居している配偶者

2. 高齢者向け住まい内であれば、**提供場所が食堂でも居室でも対象**

3. 入居者に該当すれば対象

- ① 短期利用（介護保険の短期利用特定施設入居者生活介護、介護保険外の短期利用）
- ② 体験入居・体験利用



4. **家族等の来訪者、外部利用者は、対象外**

5. 職員も、対象外

⇒入居者と入居者以外のいずれもが利用することができる食堂等を運営する場合には、**販売の際に、確認を行うなど**し、適用税率を判断することが必要。

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 1.法令の構造&3.金額基準

問1. 高齢者住まいにおいて行う飲食料品の提供が、**特に軽減税率の適用対象とされた**のはなぜですか。
また、特に適用対象とするために、
一定の金額基準を満たすことが必要とされた（後述の「1食あたり640円以下」等）のはなぜですか。

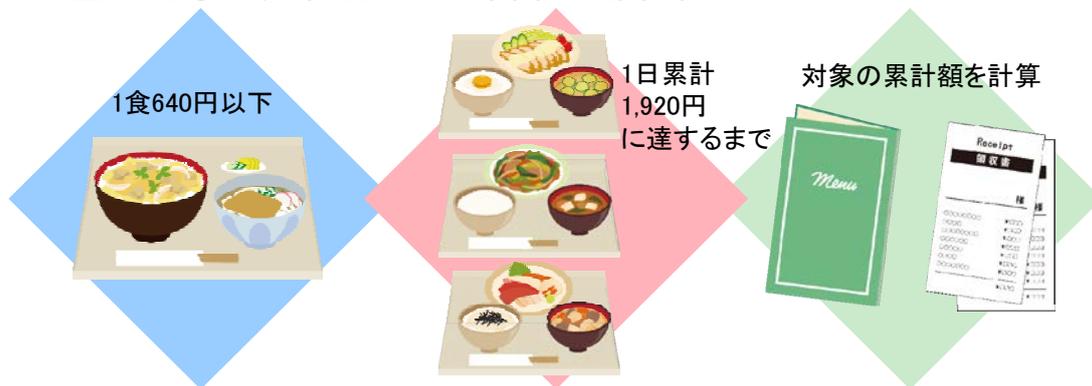
- 高齢者向け住まいで提供される食事は、当該施設で日常生活を営む入居者の求めに応じて、入居者が指定した場所（当該施設）において施設設置者等が調理等をして提供するものですから、一義的には、標準税率（10%）が適用される「ケータリングサービス」に該当すると考えられます。
- しかし、高齢者向け住まいでの飲食料品の提供は、通常の「ケータリングサービス」のように**自らの選択で受けるものではなく、**日常生活を営む場において**他の形態で食事をとることが困難**なことから、入居者はこれらの**施設設置者等が提供する飲食料品を食べざるを得ない**という事情があるため、一定の要件を満たすものは軽減税率（8%）の適用対象としたものです。
※ 高齢者向け住まいの**居室で**行われる飲食料品の提供も、**食堂等で**行われる飲食料品の提供も、どちらも、金額等の一定の要件を満たすものは軽減税率（8%）の適用対象となります。
- また、**金額基準**については、**上記趣旨及び標準税率が適用される外食との間のバランスを考慮**し、設けたものになります。
具体的な金額基準については厚労省告示である「入院時食事療養費算定基準」を引用しています。

【高住連Q&A問2】

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 3.金額基準

3. 金額基準

- 1食につき640円以下
- その累計額が1日1,920円に達するまで
- ただし、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を「あらかじめ書面により」明らかにしているときは、当該対象飲食料品のみで累計額を計算



飲食料品の提供の消費税の軽減税率 3.金額基準

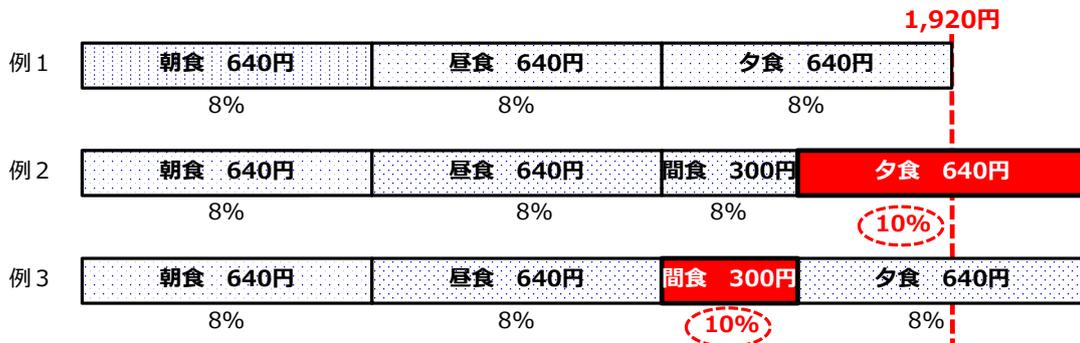
■ 1食につき640円以下であるもの

640円を超える食事については、軽減税率の対象とはならない

- 例 640円 → 8%
650円 → 10%

■ 1日の食費の累計額が1,920円に達するまでのもの

1日の食費の累計額が1,920円を超える場合、超えた食事については軽減税率の対象とはならない。ただし、「あらかじめ書面により」累計額の計算の対象となる食事を明らかにしている場合は、その方法による。



※例3は、間食を軽減税率の対象としないことを「あらかじめ書面により」明らかにしている場合

【厚生労働省事務連絡別紙2】

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 3.金額基準

問2.高齢者向け住まいにおいて、すべて税抜価格で、500円の朝食、550円の昼食、640円夕食と、15時に300円の間食（おやつ）を提供しています。これらの食事は、軽減税率の対象となりますか。

- ① 軽減税率の適用対象となる高齢者向け住まいにおいて行う飲食料品の提供とは、高齢者向け住まいにおいて、当該高齢者向け住まいの設置者又は運営者が、当該高齢者向け住まいの一定の入居者に対して、**同一の日に同一の者に対して**行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が**一食につき640円以下**であるもののうち、**その累計額が1,920円に達するまで**の飲食料品の提供です。
- ② ただし、設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供のうち、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供（640円以下のものに限る。）を「**あらかじめ書面により**」**明らかにしている場合**には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています。
- ③ ご質問の飲食料品の提供について、あらかじめ書面により、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を**明らかにしていない場合**は以下のとおりとなります。

朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
500円≦640円	550円≦640円	300円≦640円	640円≦640円	= 1,990円（1,350円）
（累計500円）	（累計1,050円）	（累計1,350円）	（累計1,990円）	

※ 夕食は、一食につき640円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が1,920円を超えていますので、夕食については、軽減税率の適用対象となりません。

- ① なお、「**あらかじめ書面により**」、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、「**朝食、昼食、夕食**」と**明らかにしている場合**は以下のとおりとなります。

朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（標準）	夕食（軽減）	合計（内軽減税率対象）
500円≦640円	550円≦640円	300円≦640円	640円≦640円	= 1,990円（1,690円）
（累計500円）	（累計1,050円）	累計対象外	（累計1,690円）	

【国税庁Q&A一部修正】

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

4. 金額基準の適用方法

1. 一食ずつ価格を定めている場合
2. 月額「食費」を月額定額で定め、欠食の場合の単価を定めている場合
3. 契約に「食材費」と月額「厨房管理費」を定めている場合
4. 契約に「食材費」のみ定めている場合（厨房管理費は管理費に含んでいる）
5. 食堂でその都度、注文する場合

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問3.食費を、月額定額54,000円（税抜）と定めている場合、軽減税率の対象となりますか。

- 軽減税率の適用対象となるかどうかは、**合理的と認められる方法により、日額および1食当たりの食費を計算**します。したがって、次のような計算方法で差し支えありません。なお、いずれの計算方法を取るのか、入居者に対して「**あらかじめ書面により**」明らかにしておくことが適当です。
- A) $54,000円 \div 当該月の日数 \div 3食$
a. 2月の日数が28日の場合、1,928円/日 (> 1,920円)、642円/食 (> 640円)
b. 30日の月の場合、1,800円/日 (< 1,920円)、600円/食 (< 640円)
- B) $54,000円 \div 30日 (どの月でも一律) \div 3食$
● 1,800円/日 (< 1,920円)、600円/食 (< 640円)
- C) $54,000円 \times 12ヶ月 \div 365日 \div 3食$
● 1,775円/日 (< 1,920円)、591円/食 (< 640円)

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問4.入居者との契約において、次のように「欠食」に関する定めがある場合、1食あたり640円以下等の金額基準はどのように計算すればよいですか。

《事例》

日額固定金額（2,100円/日）を定めており、欠食割引（1回300円割引）の定めがある場合

- ① 高齢者向け住まいの設置者等が飲食料品の提供を行う予定であったものについて、**入居者の事情により、その提供を受けないもの（以下「欠食」といいます。）が一部にあったとしても**、その対価の支払いが行われる（欠食割引がある場合を含みます）ときは、**設置者等が提供した飲食料金を単に入居者が飲食しなかったもの**といえます。
- ② したがって、当該**欠食に係る対価の額については、飲食料品の提供に係る対価の額にほかならない**ことから、原則として、1日（1食）あたりの金額の計算対象に含め、**累計額等の計算**を行います。
- ③ 具体的な適用税率の判定は次のとおり行うことになります

(例) ご質問のケース

※この場合、朝・昼・夕食の内訳は $2,100円 \div 3食 = 700円$ となります。

① 欠食がなかった場合

朝食（標準）	昼食（標準）	夕食（標準）	合計（内軽減税率適用対象）
$700 > 640$	$700 > 640$	$700 > 640$	$= 2,100 (0 \leq 1,920)$
(累計0)	(累計0)	(累計0)	

② 朝食を欠食した場合

朝食（軽減）	昼食（標準）	夕食（標準）	合計（内軽減税率適用対象）
$400(700-300)$	$700 > 640$	$700 > 640$	$= 1,800 (400 \leq 1,920)$
(累計400)	(累計400)	(累計400)	

【高住連Q&A問7】

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問5. 厨房管理費を、月額定額27,000円（税抜）と定めていて、食材費（**欠食時には請求しない**）を朝食200円、昼食300円、夕食400円と定めて請求する場合、軽減税率の対象となりますか。

- ① 厨房管理費を次のような方法で計算し、判定する方法が考えられます。なお、いずれの計算方法を取るのか、入居者に対して「あらかじめ書面により」明らかにしておくことが適当です。

A) 27,000円÷当該月の日数÷3食

a. 2月の日数が28日の場合、厨房管理費964円/日、**321円/食**

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
521円≤640円	621円≤640円	721円>640円	= 1,863円（1,142円）
（累計521円）	（累計1,142円）	（累計1,142円）	

b. 30日の月の場合、厨房管理費900円/日、**300円/食**

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
500円≤640円	600円≤640円	700円>640円	= 1,800円（1,100円）
（累計500円）	（累計1,100円）	（累計1,100円）	

B) 27000円×12ヶ月÷365日÷3食

● 厨房管理費 887円/日、**295円/食**

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
495円≤640円	595円≤640円	695円>640円	= 1,785円（1,090円）
（累計495円）	（累計1,090円）	（累計1,090円）	

- ② 軽減税率の対象となる食事と対象とならない食事があるので、**月額定額27,000円の厨房管理費の請求金額の税率を2つに分けて計算・請求する必要があります**。具体的な金額の適用方法については、財務省に確認の上、各団体のホームページにてお知らせする予定です。

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問6. 食費を、月額定額54,000円（税抜）と定めていて、**欠食時に減額する**金額（≒食材費相当額）を、朝食200円、昼食300円、夕食400円と定めている場合は、軽減税率の対象となりますか。

- ① 厨房管理費を次のような方法で計算し、判定する方法が考えられます。なお、いずれの計算方法を取るのか、入居者に対して「あらかじめ書面により」明らかにしておくことが適当です。

A) (54,000円 - (200円 + 300円 + 400円) × 当該月の日数) ÷ 当該月の日数 ÷ 3食

a. 2月の日数が28日の場合、厨房管理費1,028円/日、**342円/食**

朝食（軽減）	昼食（標準）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
542円≤640円	642円>640円	742円>640円	= 1,926円（542円）
（累計542円）	（累計542円）	（累計542円）	

b. 30日の月の場合、厨房管理費900円/日、**300円/食**

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
500円≤640円	600円≤640円	700円>640円	= 1,800円（1,100円）
（累計500円）	（累計1,100円）	（累計1,100円）	

B) [(54,000円 × 12ヶ月 - (200円 + 300円 + 400円) × 365日) ÷ 365日] ÷ 3食

● 厨房管理費 875円/日、**291円/食**

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
491円≤640円	591円≤640円	691円>640円	= 1,773円（1,082円）
（累計491円）	（累計1,082円）	（累計1,082円）	

- ② 軽減税率の対象となる食事と対象とならない食事があるので、**月額定額54,000円の請求金額の税率を2つに分けて計算・請求する必要があります**。具体的な金額の適用方法については、財務省に確認の上、各団体のホームページにてお知らせする予定です。

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問7. **厨房管理費は「管理費」に含まれていて**月額定額50,000円（税抜）と定めています。食費は、食材費（欠食時には請求しない）を朝食200円、昼食300円、夕食400円と定めている場合は、軽減税率の対象となりますか。
また、高齢者向け住まいの共用部の維持・管理に係る**「管理費」に「厨房管理費」が含まれているものの明確に区分できない場合**、どうすれば良いですか。

- ① 契約において飲食料品の提供に係る「厨房管理費」が共用部の維持・管理についての費用（管理費）に含まれている場合であっても、飲食料品の提供に係る「厨房管理費」が明らかな場合には、「食材費」と「厨房管理費」を合計して飲食料品の提供に係る対価の額を明らかにする必要があります。
- ② その上で、飲食料品の提供に係る対価の額が、一定の金額以下という要件を満たすものであればその金額は軽減税率の適用対象となります。
- ③ 他方、ご質問のように**「管理費」に含まれる「厨房管理費」が明らかではない場合、別途区分することまで求めるものではありません。**
- ④ その場合には、「食材費」のみを消費税法上の飲食料品の提供の対価の額の累計額の計算の対象とすることを「書面により」明らかにして、「1食あたり640円（税抜き）以下」の判定を行うことができます。

【高住連Q&A問6 後段】

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問8. 当ホームでは、朝食500円、昼食700円、夕食700円（いずれも税抜き）の決められた食事のほか、コーヒー200円、ケーキ400円、そば・うどん500円（いずれも税抜き）を注文することができます。朝食の代わりにコーヒーのみ、昼食の代わりにそば・うどんを召し上げる方もいます。朝食500円、昼食700円、夕食700円（いずれも税抜き）の**決められた食事のみを、軽減税率の一食640円以下、1日1,920円以下の金額基準の判定対象として書面で定めることにより、**コーヒー、ケーキ、そば・うどんは、**判定対象外（標準税率）**とできますか。

金額基準の計算対象としない旨、「あらかじめ書面により」明らかにしているときは、**可能**です。

問9. 当ホームでは、メインダイニングにおける食事のほか、喫茶室において軽食等を注文することができます。喫茶室における軽食等も含めて、軽減税率の対象かどうか判定しなければいけませんか。

喫茶室における軽食等も、軽減税率の対象とすることも可能ですし、**「あらかじめ書面により」明らかにすることにより軽減税率の金額基準の判定対象外とする（メインダイニングの食事のみを判定対象とする）ことも可能**です。

【高住連Q&A問8 後段】

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問10.高齢者向け住まいにおいて行う飲食料品の提供の「**全て**」について、軽減税率の累計額の計算の対象となる飲食料品の提供の**対象とならない**ことを、「あらかじめ書面により」明らかにすることは認められるか。

- ① 軽減税率の累計額の計算の対象となる飲食料品の提供をあらかじめ書面により明らかにした場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています。
- ② ご質問のように、高齢者向け住まいの設置者等が入居者に対し当該施設において行う飲食料品の提供の「**全て**」について、**軽減税率の累計額の計算の対象となる飲食料品の提供の対象とならないことをあらかじめ書面により明らかにした場合**には、その高齢者向け住まいの設置者等が入居者に対し当該施設において行う飲食料品の提供全体が**標準税率の対象**となります。
 - * **入居者がご納得されるかどうかは別問題**です。
消費者保護の観点等からも、あらかじめ事前に十分な説明をお願いいたします。
- ③ なお、上記により標準税率が適用されるのは飲食料品の「提供」であり、**単なる飲食料品の「譲渡（売買等）」には軽減税率が適用（金額によらず8%）**されることとなります。

【高住連Q&A問9】

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 5.飲食料品の販売

5. 飲食料品の販売

□ 飲食料品の販売（譲渡）は、すべて軽減税率（8%）

- ① ホーム内の売店での飲食料品の販売
- ② 入居者による宅配弁当、出前の購入

* 「飲食料品の販売」の場合は、金額基準は適用されない
= **金額に関係なく、軽減税率の適用**

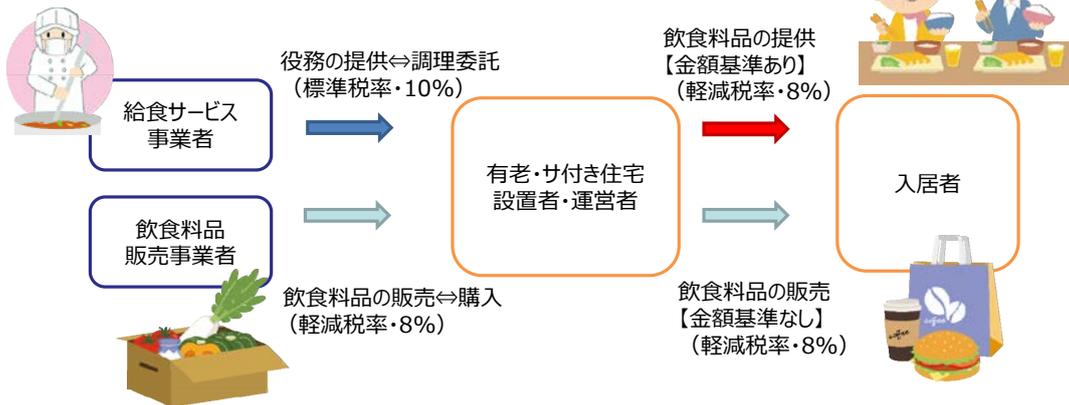
* 当該売店に付随する飲食設備で飲食させる食事の提供に
該当する場合には、軽減税率の対象外

なお、ホームが宅配弁当を仕入れ、入居者に提供する場合
（= 飲食料品の提供に該当する場合）は、
軽減税率の対象だが、金額基準が適用される。

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 6. 厨房委託契約と食品の仕入れ

6. 厨房委託契約と食品の仕入れ

1. ホームと厨房委託会社の厨房委託契約は、10%
2. ホームが食品を仕入れる場合の消費税は、8%
3. クックチル形式も「販売・購入」の売買契約の場合は、8%



飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4. 金額基準の適用方法

問11. 当社は、給食事業を営んでいます。有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき、その有料老人ホームにおいて入居者に提供する食事の調理を行っています。当社の行う受託業務についても、軽減税率の適用対象となりますか。

- ① 軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供は、有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供に限られています（改正法附則34①一ロ、改正令附則3②一）。
- ② 貴社が有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき行う食事の調理は、受託者である貴社が、委託者である有料老人ホームに対して行う**食事の調理に係る役務の提供**ですので、**軽減税率の適用対象外**です（軽減通達13）。



【国税庁Q&A】

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 7.準備事項

7. 準備事項

1. 各ホーム・住宅の食費に対する軽減税率適用の確認

2. 現入居者に対する説明・周知

- ① 管理費や基本サービス費の消費税率の変更に加え、食費に関する適用税率を説明

* 介護付きホーム（特定施設）等では、介護報酬改定（特定処遇改善加算・基本単位微増）による利用者負担額の変更も検討が必要。

- ② 累計額の計算の対象を「あらかじめ書面により明らかにする」

- ③ 運営懇談会などの場で説明することが考えられる。

3. 契約書、重要事項説明書、パンフレット等の改定

- ① 管理費や基本サービス費、食費〔消費税込み価格を表示している場合〕

- ② 飲食料品の提供のうち、累計額の計算の対象となるもの〔限定する場合〕

* 介護付きホーム（特定施設）等では、介護報酬改定（特定処遇改善加算・基本単位微増）による利用者負担額の変更も検討が必要。

4. 会計ソフトの対応状況の確認と必要なシステム改訂

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 7.準備事項

□ あらかじめ書面により明らかにする例

A) 運営懇談会資料や掲示資料などへの記載イメージ

**利用契約書に記載されている
「食材費」を、軽減税率の対象といたします。**

※食材費(朝食・昼食・夕食)以外の食事は、軽減税率の対象外とさせていただきます。

B) 契約書に記載する文言のイメージ

・軽減税率（8％）の対象となる飲食料品の提供は、上記の「朝食・昼食・夕食」の食材費です。それ以外の飲食料品の提供は、軽減税率の対象外とします。

・有料老人ホームにおける食費（飲食料品の提供の対価）に係る消費税については、一食640円以下、一日累計額1,920円に達するまでは、軽減税率（8％）の対象となります。当ホームでは、この軽減税率の対象となる飲食料品の提供を、上記の「朝食・昼食・夕食」の食材費とします。それ以外の飲食料品の提供は、軽減税率の対象外とします。

○有料老人ホーム等において行う飲食料品の提供の消費税の取扱い

消費税法・消費税法施行令	消費税法施行規則等
<p>○消費税法(昭和六十三年法律第八号)(抄)</p> <p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 九の二 軽減対象課税資産の譲渡等 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをいう。</p> <p>別表第一(第二条関係)</p> <p>一 飲食料品(食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第二条第一項(定義)に規定する食品(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項(酒類の定義及び種類)に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。)をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号及び別表第一の二において同じ。)の譲渡(次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。) イ (略) ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供(老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第二十九条第一項(届出等)に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>○消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)(抄)</p> <p>(飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲等)</p> <p>第二条の四 (略)</p> <p>2 法別表第一第一号ロに規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とし、同表第一号ロに規定する政令で定める飲食料品の提供は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供(財務大臣の定める基準に該当する飲食料品の提供に限り、第十四条の二第一項から第三項までの規定により財務大臣が指定する資産の譲渡等を除く。)とする。 一 老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第二十九条第一項(届出等)の規定による届出が行われている同項に規定する有料老人ホーム(次号に掲げる施設に該当するものを除く。)当該有料老人ホームを設置し、又は運営する者が、当該有料老人ホームの入居者(財務省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。)に対して行う飲食料品の提供 二 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第六条第一項(登録の申請)に規定する登録を受けた同法第五条第一項(サービス付き高齢者向け住宅事業の登録)に規定するサービス付き高齢者向け住宅 当該サービス付き高齢者向け住宅を設置し、又は運営する者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供 三～七 (略)</p>	<p>○消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)(抄)</p> <p>(有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲)</p> <p>第一条の二 令第二条の四第二項第一号に規定する財務省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 一 六十歳以上の者 二 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けている六十歳未満の者 三 前二号のいずれかに該当する者と同居している配偶者(前二号のいずれかに該当する者を除き、その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p> <p>○消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十八年政令第四百十八号)附則第三条第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準(平成二十八年財務省告示第百号)(抄)</p> <p>消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十八年政令第四百十八号)附則第三条第二項(有料老人ホーム等の施設の範囲等)に規定する財務大臣の定める基準は、同項第一号若しくは第二号に掲げる施設を設置し、若しくは運営する者又は同項第三号から第七号までに掲げる施設の設置者(以下「設置者等」という。)が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供(同項各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供をいう。以下同じ。)の対価の額(消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二十八条第一項(課税標準)に規定する対価の額をいう。以下同じ。)が一食につき入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年三月厚生労働省告示第九十九号)別表第一の一(1)に規定する金額(同表第一の一の注により加算する金額を除く。以下「基準額」という。)以下であるもののうち、当該飲食料品の提供の対価の額の累計額が基準額に三を乗じて算出した金額に達するまでの飲食料品の提供であることとする。この場合において、設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供のうち、当該累計額の計算の対象となる飲食料品の提供(基準額を超えるものを除く。以下「対象飲食料品の提供」という。)をあらかじめ書面により明らかにしているときは、当該対象飲食料品の提供の対価の額により当該累計額を計算するものとする。</p> <p>○入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)(抄)</p> <p>食事療養及び生活療養の費用額算定表</p> <p>第一 食事療養</p> <p>1 入院時食事療養(1)(1食につき)</p> <p>(1) (2)以外の食事療養を行う場合 640円</p> <p>(2) (略)</p> <p>注 (略)</p> <p>2 (略)</p>

○消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)(平成28年4月(平成30年1月改訂)国税庁消費税軽減税率制度対応室)

(有料老人ホームの飲食料品の提供)

問60 当社は、有料老人ホームを運営しています。提供する食事は全て税抜価格で、朝食500円、昼食550円、夕食640円で、昼食と夕食の間の15時に500円の間食を提供しています。これらの食事は、軽減税率の対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供とは、老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます(改正法附則34①一、改正令附則3②一)。

また、軽減税率の適用対象となるサービス付き高齢者向け住宅において行う飲食料品の提供とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第6条第1項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます(改正令附則3②二)。

これらの場合において、有料老人ホーム等の設置者又は運営者が、同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額(税抜き)が一食につき640円以下であるもののうち、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供であることとされています。

ただし、設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供のうち、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供(640円以下のものに限る。)をあらかじめ書面により明らかにしている場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています(平成28年財務省告示第100号)。

ご質問の飲食料品の提供について、あらかじめ書面により、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合は以下のとおりとなります。

朝食(軽減)	昼食(軽減)	間食(軽減)	夕食(標準)	合計(内軽減税率対象)
500円≦640円	550円≦640円	500円≦640円	640円≦640円	= 2,190円(1,550円)
(累計500円)	(累計1,050円)	(累計1,550円)	(累計2,190円)	

夕食は、一食につき640円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が1,920円を超えていますので、夕食については、軽減税率の適用対象となりません。

なお、あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、朝食、昼食、夕食としていた場合は以下のとおりとなります。

朝食(軽減)	昼食(軽減)	間食(標準)	夕食(軽減)	合計(内軽減税率対象)
500円≦640円	550円≦640円	500円≦640円	640円≦640円	= 2,190円(1,690円)
(累計500円)	(累計1,050円)	累計対象外	(累計1,690円)	

(飲食料品の提供に係る委託)

問63 当社は、給食事業を営んでいます。有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき、その有料老人ホームにおいて入居者に提供する食事の調理を行っています。当社の行う受託業務についても、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供は、有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供に限られています(改正法附則34①一、改正令附則3②一)。貴社が有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき行う食事の調理は、受託者である貴社が、委託者である有料老人ホームに対して行う食事の調理に係る役務の提供ですので、軽減税率の適用対象となりません(軽減通達13)(問60(有料老人ホームの飲食料品の提供)参照)。

消費税の軽減税率対応のための レジ・システム補助金【第3版】



消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金期限である
2019年10月が迫ってきました！！

レジや受発注システムを導入・改修する方への
国の補助制度があります。

お問合せは以下の番号(※)まで
0120-398-111 (通話料無料)

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する軽減税率対策補助金事務局になります。

複数税率

標準税率10%



軽減税率8%



POSレジ



メカレジ



モバイル
POSレジ



補助金の詳細は以下のURLをご覧ください。
<http://kzt-hojo.jp/>

QRコードは
こちら！



1 軽減税率対応レジの導入・改修の支援



ポイント チェックしよう！

- 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請する。

<軽減税率対応レジの導入等支援>

対象者：軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等

補助率：原則 3 / 4

なお、3万円未満のレジ購入の場合 4 / 5

補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円【※②】

なお、商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円

1事業者あたり上限200万円

【※② 2019年2月6日から券売機を補助対象化。】

完了期限：2019年9月30日まで

2 受発注・請求書管理システムの改修等の支援

ポイント チェックしよう！

- システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 補助金の交付申請は原則代理申請となる。

<受発注システムの改修等支援>

対象者：軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率：原則 3 / 4

補助上限：1000万円（発注システム）、150万円（受注システム）

完了期限：2019年9月30日まで

システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要

<請求書管理システムの改修等支援> 【2019年2月6日から補助対象化。】

対象者：軽減税率制度の導入に伴い請求書管理システム(※③)の改修等を行う必要がある中小の卸売事業者、製造事業者等

(※③区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の発行を行うシステム)

補助率：原則 3 / 4

補助上限：150万円

完了期限：2019年9月30日まで

消費税の軽減税率制度実施まで 残り1年を切りました！！

軽減税率への対応が必要か、確認をしましょう！

○売る商品に軽減税率対象商品が含まれている
⇒ **対応が必要です**
(売り先が消費税の仕入税額控除をするため、軽減税率制度に対応した請求書や領収書の発行が必要です)

○仕入に軽減税率対象商品が含まれている
⇒ **対応が必要です**
(軽減税率制度に対応した領収書、請求書等の保存、区分経理した帳簿が必要です)

納品書に記載された
適用税率が正しいか確認



毎日の売上・仕入れを
適用税率別に区分して記帳



複数税率・軽減税率に対応した
レジへの買替え・改修



新しい記載ルールに則った
請求書や領収書の発行



たとえば、次のような場合は対応が必要です。

- Q. 自社は売上一千万円以下の免税事業者なので、消費税は無関係 ⇒×
- A. 関係があります。自社は免税事業者でも、売り先が課税事業者であれば 新しい記載ルールに則った請求書や領収書の発行が求められる場合があります。
- Q. 食料品など軽減税率対象の商品しか扱っておらず、全てが8%のままで、レジの買換えも、設定の変更も必要が無い ⇒×
- A. レジ設定の変更（「全商品が軽減税率対象」とあると請求書・領収書に明示）や、変更が不可能な場合はレジ買換え（あるいは個別に手書き等での対応）も必要です。
- Q. 自社はサービス業・製造業で、軽減税率は気にする必要が無い ⇒×
- A. 訪問客に提供する茶や菓子等、軽減税率対象商品を仕入れていませんか。その場合、軽減税率に対応した領収書等の保存と、帳簿の区分経理が必要です。

⇒ レジやシステムの改修・導入には国の支援があります。

レジ・システム補助金についてのお問い合わせは

軽減税率対策補助金事務局

0120-398-111

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する回線になります。

軽減税率制度に関するご相談は

消費税軽減税率電話相談センター

0570-030-456

※国税庁が設置する回線になります。

消費税軽減税率対策費補助金の概要

【赤字が拡充予定箇所】

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、①複数税率対応レジ等の導入等（A型）、②受発注システムの改修等（B型）、③区分記載請求書への対応（C型）などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度

小売段階の支援（BtoC）

①複数税率対応レジ等の導入等支援（A型）

- 補助対象事業者
複数税率に対応して区分経理等を行うために、複数税率対応レジを導入する中小の小売事業者等
- 補助対象経費
①レジ等の本体（タブレット等を含む。）
対応するソフトウェア導入に係る経費
②券売機
③レジ付属機器（バーコードリーダー、レシートプリンタ等）
④設置に要する経費（商品マスタ設定費、運搬費、設置費等）
- 補助率
3 / 4 以内
※ 3万円未満のレジを1台のみ購入する場合は4 / 5以内
- 補助限度額
・レジ1台あたり20万円以内が上限
・商品マスタの設定、機器設置に要する経費は1台あたり20万円を加算
・1事業者あたりの上限は200万円

②電子的受発注システム等の改修等支援（B型）

- 補助対象事業者
軽減税率制度の実施に伴い、電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等
- 補助対象経費
①電子的な受発注システム等の改修（区分記載請求書等保存方式に対応する請求管理機能の改修を含む。）等に要する経費
②パッケージ製品・サービスの導入に要する経費 等
- 補助率
3 / 4 以内
※他の機能と一体的なパッケージ製品の場合は、初期費用の1/2を補助対象経費とする。
- 補助限度額
・発注システム：1,000万円
・受注システム：150万円
※受注システム・発注システム両方の場合は、1,000万円

流通段階の支援（事業者間取引：BtoB）

③区分記載請求書等への対応支援（C型）

- 補助対象事業者
「区分記載請求書等保存方式」に対応するために、事業者間取引における請求書等の作成に係るシステムの開発・改修やパッケージ製品等の導入が必要な中小事業者等
- 補助対象経費
①区分記載請求書等保存方式に対応する請求書等の作成・発行を行うシステム等の開発・改修等に要する経費
②パッケージ製品の導入に要する経費
③対応する事務処理機器の導入経費
- 補助率
3 / 4 以内
※他の機能と一体的なパッケージ製品・対応機器の場合は、初期費用の1/2を補助対象経費とする。
- 補助限度額
1事業者あたり：150万円以内

本資料は、平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業として
公益社団法人全国有料老人ホーム協会が受託し作成したものです。
本資料は、高齢者住まい事業者団体連合会の協力を得て作成しています。

* 発行者の許可なく、本書の内容の無断転載・修正を禁じます。

問合せ先

公益社団法人全国有料老人ホーム協会	03-3272-3781
一般社団法人全国介護付きホーム協会	03-6812-7110
一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会	03-6433-2200 (2019年3月まで*)
一般社団法人高齢者住宅協会	03-6689-7917

(* サービス付き高齢者向け住宅協会の事業は、4月から高齢者住宅協会へ統合する予定です)

平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
全国有料老人ホーム協会 受託分 説明会資料

高齢者向け住まいにおける 飲食料品の提供の消費税の軽減税率

高齢者住まい事業者団体連合会

公益社団法人全国有料老人ホーム協会
一般社団法人全国介護付きホーム協会
一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会
一般社団法人高齢者住宅協会

20190217

2019年10月消費税率引き上げ（10%）時の介護報酬改定等

1. 新処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算
創設
～リーダー級の介護職員について
他産業と遜色ない賃金水準
を実現～

2. 基本単位微増

消費税2%引き上げに伴う
仕入れ物件費分の
介護報酬アップ（0.39%）

3. 食費の軽減税率

有料老人ホーム・サ付き住宅の
飲食料品の提供に対する
軽減税率（8%）の導入

* 一食につき640円以下、累計額
1,920円に達するまで

* 2021年度介護保険制度改正、
介護報酬改定は、これからの議論

新しい経済政策パッケージで考慮されている視点

社保審一介護給付費分科会
第163回(18.10.31)資料2より

○ 介護職員の確保は重要であり、これまで他職種との賃金差等も踏まえ、処遇改善を進めてきたところであるが、今般の「新しい経済政策パッケージ」において考慮している視点として以下の3点があるところ。

① 介護職員の更なる処遇改善

介護離職ゼロに向け、最大の課題は介護人材の確保。処遇改善を更に進める必要

② 経験・技能のある職員に重点化

- ・ 介護職員の平均勤続年数は、全産業や他職種と比較して短い
- ・ 介護職員の賃金は全産業や他職種と比較して低い
- ・ 介護のケアの質の向上を図る観点からも、介護現場への定着促進につなげる必要

③ 柔軟な運用を認めること

①、②の趣旨を損なわない程度で、介護以外の職種に配分可能とし、介護事業所の賃金のベースアップ等につなげる必要

新しい経済政策パッケージ（抜粋）（平成29年12月8日閣議決定）

第2章 人づくり革命 5. 介護人材の処遇改善
(具体的内容)

人生100年時代において、介護は、誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題である。政府は、在宅・施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまで介護離職ゼロに向けた重層的な取組を進めてきたところである。安倍内閣は、2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備することとしているが、最大の課題は介護人材の確保である。介護人材を確保するため、2017年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の処遇改善を行うなど、これまで自公政権で月額4万7000円の改善を実現してきたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、②経験・技能のある職員に重点化を図りながら、①介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう③柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

(実施時期)

こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。

2

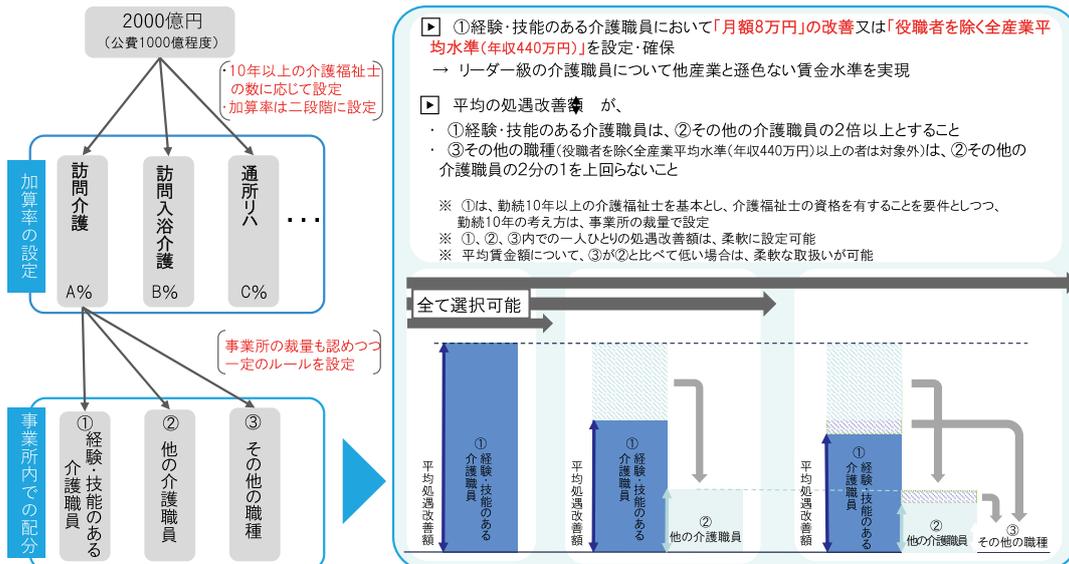
新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善

国費210億円程度
※ 改定率換算+1.67%

○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

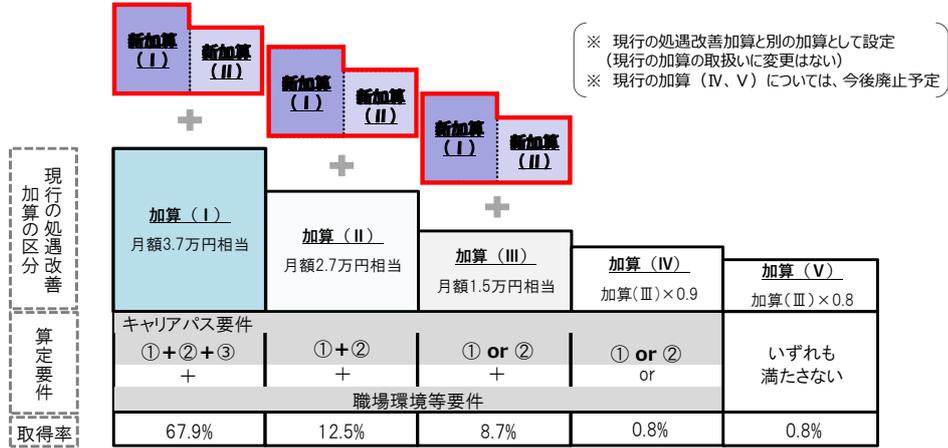
具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



3

処遇改善加算全体のイメージ

- <新加算（特定処遇改善加算）の取得要件>**
- ・ 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
 - ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること
- <サービス種類内の加算率>**
- ・ サービス提供体制強化加算（最も高い区分）、特定事業所加算（従事者要件のある区分）、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定
 - ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率がその×0.9となるよう設定（ただし、新加算（Ⅰ）と新加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる場合（1.5倍を超える場合）には、×0.95となるよう設定）



4

介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について

1. 加算算定対象サービス

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%	13.7%	10.0%	5.5%	加算(Ⅲ)により算出した単位×0.9	加算(Ⅲ)により算出した単位×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護 *	2.1%	1.5%	5.8%	4.2%	2.3%		
・通所介護 ・地域密着型通所介護 *	1.2%	1.0%	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 *	1.8%	1.2%	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 *	1.5%	1.2%	10.2%	7.4%	4.1%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 *	3.1%	2.3%	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.7%	2.3%	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	2.1%	1.7%	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		

* 1段階×0.95としたサービス区分

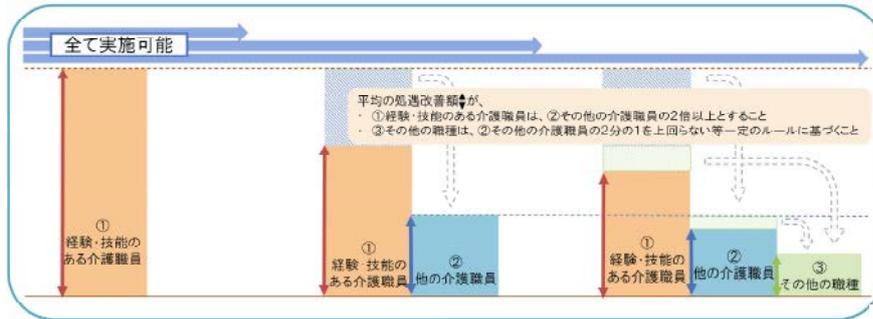
2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

5

事業所内の配分方法

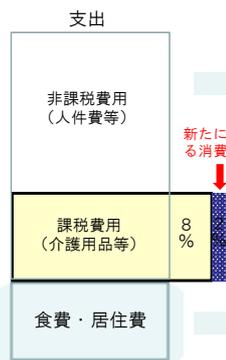
- (1) ①経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）」を設定・確保
 - リーダー級の介護職員について他産業と遜えない賃金水準を実現
 - 介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
 - (2) 平均の処遇改善額が、
 - ①経験・技能のある介護職員は、②その他の介護職員の2倍以上とすること
 - ③その他の職種（役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）以上の者は対象外）は、②その他の介護職員の2分の1を上回らないこと
- ※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方は、事業所の裁量で設定
- ※ ①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能
- ※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能



6

消費税率引上げにあわせた介護報酬等に係る消費税の取扱い

改定率 +0.39%
※ 基準費用額の対応で、別途国費7億円程度



- ① **介護報酬**
 - 介護報酬については、給付の9割をしめる基本報酬への上乗せを行う。上乗せ率は、各サービスの課税費用の割合を算出して定める。（加算報酬についても、課税費用の割合が高いものについては、上乗せを行う。）
 - 在宅サービスの利用量の上限である区分支給限度額について、介護報酬の上乗せに伴い引き上げを行う。
- ② **食費、居住費（基準費用額の対応）**
 - 食費、居住費への補足給付の算出の基礎となる費用について、消費税率引き上げによる影響分について上乗せを行う。

7

介護保険サービスにおける費用構造推計の結果

社保審一介護給付費分科会
第166回(H30.12.12)資料2より

	①非課税費用 (収支差額を含む)	②課税費用	③減価償却費	②、③の合計
1 介護老人福祉施設※	84.1	14.1	1.8	15.9
2 介護老人保健施設※	77.0	18.4	4.6	23.0
3 介護療養型医療施設※	70.8	25.8	3.3	29.2
4 訪問介護（介護予防を含む）	83.5	15.4	1.2	16.5
5 訪問入浴介護（介護予防を含む）	75.6	23.0	1.4	24.4
6 訪問看護（介護予防を含む）	83.9	14.8	1.3	16.1
7 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）	71.0	25.8	3.2	29.0
8 通所介護（介護予防を含む）※	75.9	19.9	4.2	24.1
9 通所リハビリテーション（介護予防を含む）※	75.8	20.5	3.7	24.2
10 短期入所生活介護（介護予防を含む）※	85.1	13.4	1.5	14.9
11 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）※	76.8	22.4	0.8	23.2
12 福祉用具貸与（介護予防を含む）	44.7	51.8	3.5	55.3
13 居宅介護支援	84.1	14.7	1.2	15.9
14 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	88.0	10.9	1.0	12.0
15 夜間対応型訪問介護	81.5	17.0	1.5	18.5
16 地域密着型通所介護	72.0	23.7	4.2	28.0
17 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）※	78.4	17.8	3.9	21.6
18 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）※	79.3	16.4	4.3	20.7
19 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）※	86.1	13.1	0.8	13.9
20 地域密着型特定施設入居者生活介護※	82.9	15.7	1.4	17.1
21 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※	85.5	11.6	2.9	14.5
22 看護小規模多機能型居宅介護※	76.3	18.7	5.0	23.7
全体	79.0	18.4	2.7	21.0

(注1)平成29年度介護事業経営実態調査(以下「調査」という。)の結果数値等を用いて推計。
 (注2)※を付したサービスについては、保険給付対象外の費用(建物及び建物付属設備減価償却費、給食材料費等)を除いて算出しているため、調査結果の数値と異なる。
 (注3)全体については、総費用額に対するサービス毎の費用額の構成比に基づいて算出した加重平均値である。

消費税率引上げにあわせた介護報酬等に係る消費税の取扱い

■介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）

* 課税費用の割合に応じて上乗せが行われるため、地域密着型は単位数が異なります。

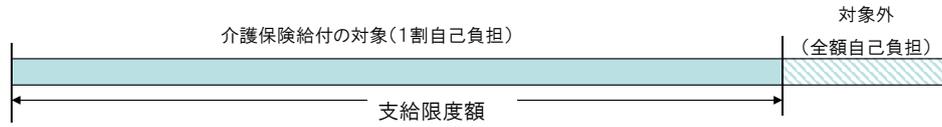
	現行	改定後		差	
		特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
要支援1	180	181単位/日		+1単位	
要支援2	309	310単位/日		+1単位	
要介護1	534	536単位/日	535単位/日	+2単位	+1単位
要介護2	599	602単位/日	601単位/日	+3単位	+2単位
要介護3	668	671単位/日	670単位/日	+3単位	+2単位
要介護4	732	735単位/日	734単位/日	+3単位	+2単位
要介護5	800	804単位/日	802単位/日	+4単位	+2単位

■訪問介護

	現行	改定後	差
身体0（20分未満）	165	166単位/日	+1単位
身体1（20～30分）	248	249単位/日	+1単位
身体2（30～60分）	394	395単位/日	+1単位
生活1（20～45分）	181	182単位/日	+1単位
生活2（45分～）	223	224単位/日	+1単位

区分支給限度基準額について

- 在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供する観点から、必要な居宅介護サービスのモデルを用いて、要介護度毎に区分支給限度基準額を設定。
- 支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額自己負担



- 要介護度別の支給限度額

	支給限度額(円)【見直し後】	支給限度額(円)【現行】
要支援1	50,320	50,030
要支援2	105,310	104,730
要介護1	167,650	166,920
要介護2	197,050	196,160
要介護3	270,480	269,310
要介護4	309,380	308,060
要介護5	362,170	360,650

(注)額は介護報酬の1単位を10円として計算。

軽減税率対策補助金

消費税の軽減税率対応のためのレジ・システム補助金

軽減税率対策補助金とは

消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジや券売機の導入や改修、受発注システム、請求書管理システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。

軽減税率制度対応として、3つの申請タイプがあります。

A型

複数税率対応レジの導入等支援

軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジ又は区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行する券売機を導入又は改修する必要のある事業者が使える補助金です。

B型

受発注システムの改修等支援

軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取扱うために、電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある事業者が使える補助金です。

C型

請求書管理システムの改修等支援

軽減税率に対応するために必要となる区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムの改修・導入を行う必要がある事業者が使える補助金です。

[2019年2月6日拡充]

※いずれのタイプにおいても、レジ・券売機、受発注システム、請求書管理システムを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売・取引しており、将来にわたり継続的に販売や請求書の発行を行うためにこれらを導入又は改修する事業者を支援します。

申請はいつでも受付、できるだけわかりやすく。申請サポートもあります。

- 基本的には、申請書（数枚）と、証拠書類（内訳の分かる支払いの証拠書類（領収書や請求書）、製品の証明書など）で申請できます。申請は随時受付を行います。
※複数台をまとめて申請するなどの場合は、追加で書類を作成いただく必要があります。
- A型及びB-2型及びC型は事後申請、B-1型は事前申請になります。
- 代理申請協力店制度など、申請書の作成サポートも充実しています。
 - ・ A-2型、A-5型は代理申請を原則としています。
 - ・ A-4型、A-6型は代理申請を必須としています。
 - ・ B-1型はシステムベンダー等による代理申請としています。
 - ・ C-1型、C-3型は、システムベンダーまたは代理申請協力店等による代理申請を必須としています。

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日(2016年3月29日)から**2019年9月30日**までに導入又は改修し、支払いが完了しているものが支援対象となります。なお、A-5型、A-6型、C型においては、**2019年1月1日**から**2019年9月30日**までに導入又は改修し、支払いが完了したものが支援対象となります。

- 申請受付期限
A型、B-2型、C型：2019年12月16日までに申請（事後申請）してください。
B-1型：2019年9月30日までに事業を完了することを前提に、2019年6月28日までに交付申請を行ってください。完了報告書は2019年12月16日までに提出してください。

参考

この他に、レジや券売機の導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。（最優遇金利です）

詳細は、お近くの公庫の支店までお問い合わせ下さい。

A型 複数税率対応レジの導入等支援

A型は、レジ等の種類や複数税率への対応方法により合計6種類の申請方式に分かれます。

A-1型

レジ・導入型

複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

A-2型

レジ・改修型

複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

A-3型

モバイルPOSレジシステム

複数税率に対応した継続的なレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンを用いて利用し、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせ、レジとして新たに導入するものを補助対象とします。

A-4型

POSレジシステム

POSレジシステムを複数税率に対応するように改修又は導入する場合の費用を補助対象とします。

A-5型

券売機

[2019年2月6日拡充]

券売機を区分記載請求書等保存方式に対応するように改修又は導入する場合の費用を補助対象とします。

A-6型

商品マスタの設定

[2019年2月6日拡充]

消費税軽減税率制度の実施前に、複数税率対応レジ等の商品マスタ設定をする場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入（共同申請）も補助対象となります。（A-2型、A-6型を除く）

いずれも、補助額は、1台あたり20万円が上限です。

- 基本的には、補助率は3/4ですが、レジ1台のみ機器導入を行う場合でかつ導入費用が3万円未満の機器については補助率4/5、タブレット等の汎用端末についての補助率は1/2と、補助率が異なります。
- レジ本体のほかに、レジ機能に直結する付属機器等（バーコードリーダー・キャッシュドロア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンタ・ルーター・サーバ）も合わせて補助対象となります。
- それぞれの型において、補助額は1台あたり20万円が上限となります。また、新たに行う商品マスタの設定や機器設置（運搬費含む）に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円を上限に支援します。

複数台数申請等については、A型全体（A-6型を除く）で1事業者あたり200万円を上限とします。

- 複数台数申請等については、指定の申請書類を追加していただきます。

申請サポート制度が充実しています。

- メーカーや販売店・ベンダー等の協力による代理申請等が利用可能です。（A-2型、A-5型は代理申請を原則としています。）
（A-4型は代理申請又は共同申請を必須としています。）
（A-6型は代理申請を必須としています。）

B型 受発注システムの改修等支援

B型は、指定事業者に改修等を依頼するか、事業者自身で行うかで2種類の申請方式に分かれます。

B-1型 受発注システム・指定事業者改修型
システムベンダー等に発注して、電子的な受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

B-2型 受発注システム・自己導入型
中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入し導入して受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる入替（共同申請）も補助対象となります。（B-2型を除く）

原則、既にEDI/EOS等の電子的受発注を利用している事業者が対象です。

- 取引先間でEDI/EOS等の電子的な受発注システムを利用している事業者（※1）の電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能（※2）のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替を補助対象とします。
- 電子的受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修や、現在利用している電子的受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替を補助対象とします。
- 電子的受発注システムの改修・入替にともない、あわせて「区分記載請求書等保存方式」に対応するために請求管理システム（事業者間取引における請求書等の作成に係るシステム）の開発・改修・導入する場合も補助対象となります。

※1 電子的受発注システムは利用していないが、取引先の要請等により、新規にシステムを導入する場合は補助対象とします。

※2 受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、支援対象とします。

B-1型は、指定事業者による代理申請とします。

- 専門知識を必要とするシステムの「改修・入替」のため、「指定事業者による代理申請制度」を導入します。中小企業に代わって、システムベンダー等の指定事業者が申請します。
- 申請は2段階。改修・入替に着手する前の「交付申請」と、改修・入替が完了した後の「完了報告」が必要です。いずれも指定事業者が代理申請を行います。
※交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。

B-2型は、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。

- 申請はB-1型とは異なり、改修・入替後に行うこととなります。

補助上限額は、発注システム側・受注システム側の改修・入替ごとに異なります。

- （小売事業者等の）発注システムの場合の補助上限額は1000万円、（卸売事業者等の）受注システムの場合の補助上限額は150万円、両方の改修・入替が必要な場合の上限は1000万円となります。
- 補助率は、改修・入替に係る費用の3/4です。補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じるものとします。
- B型とC型の両方の補助金を申請する場合は、B型の1事業者あたりの補助上限額をB型とC型の合計額の補助上限額として適用します。

C型は、指定事業者にシステムの改修等を依頼するか、事業者自身でパッケージ製品を購入し導入するか、請求書発行の専用事務機器を改修・導入するかで3種類の申請方式に分かれます。

C-1型

請求書管理システム（指定事業者改修・導入型）

システムベンダー等に発注して、請求書管理システムを改修・導入する場合の費用を補助対象とします。

C-2型

請求書管理システム（ソフトウェア自己導入型）

中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品およびサービスを購入し導入して請求書管理システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

C-3型

請求書管理システム（事務機器改修・導入型）

ハードウェアと一体化した請求書管理システム・事務機器を改修・導入する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入（共同申請）も補助対象となります。（C-2型を除く）

軽減税率に対応するため「区分記載請求書等保存方式」の請求書を発行する事業者が対象です。

- 基本的には、補助率は3/4ですが、請求書発行に必要となるプリンター、パソコン等の汎用端末は1/2となります。
- ※補助対象範囲外の機能を含むソフトウェアについては、ソフトウェアの購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じるものとします。
- ※1事業者あたりの補助金の上限は150万円となります。（ハードウェアの上限は10万円）
- ※C-3型において、補助額は1台あたり20万円が上限となります。また、商品マスタの設定や機器設置（運搬費含む）に費用を要する場合には、さらに1台あたり20万円を上限に支援します。

C-1型は、指定事業者による代理申請を原則とします。

- 専門知識を必要とするシステムの「改修・導入」のため、指定事業者による代理申請制度とし、中小企業に代わって、システムベンダー等の指定事業者が申請します。

C-2型は、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。

- 中小企業・小規模事業者等が自ら申請することとなります。

C-3型は、事務局に登録された請求書管理システム・事務機器が対象です。

- メーカーや販売店等による代理申請等が利用可能です。（代理申請又は共同申請が必須）

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

<http://kzt-hojo.jp/>

また、お電話でも問合せを受け付けております。

軽減税率対策補助金事務局コールセンター [受付時間：9時～17時（土・日・祝除く）]

0120 (398) 111/通話無料

0570 (081) 222/通話有料 （IP電話等からの番号 **03 (6627) 1317/通話有料**）

Ⅲ 地方説明会等の実施状況

地方説明会については、全国8か所（合計10会場）で実施した。

参加者等の概要は、以下のとおりである。

日 時 場 所	申し込み 人数	実参加 人数	アンケート 回収数
12月26日 仙台	100	91	73
1月11日 名古屋	174	149	100
1月16日 札幌	168	138	103
1月28日 広島	155	135	100
2月12日 福岡*	286	250	181
2月18日 大阪*	518	435	292
2月20日 名古屋（2回目）	184	139	94
2月25日 東京	622	485	320
合 計	2207	1822	1263

*福岡と大阪は、申し込み多数により、当日で2会場で実施。

名古屋は、申し込み多数により、追加で2回目を実施。

なお、上記のほか、地方公共団体からの依頼による講師派遣を、以下のように実施している。

日程 会場	12/19 金沢市	12/25 大分県	2/13 三重県	3/8 群馬県	3/15 福山市
参加人数	約80人	約160人	約120人	約350人	約100人

なお、地方説明会の各会場でのアンケートの回答の結果を簡単に紹介する。

まず、参加者の加盟団体の概要と役職等の内訳は次のようになっている。

1.参加者：加入団体(複数回答)

	仙台	名古屋	札幌	広島	福岡	名古屋2	大阪	東京	合計
有老協	12	25	23	5	48	7	93	162	375
介木協	11	21	9	32	37	15	50	83	258
サ住協	18	11	17	25	36	3	43	60	213
高住協	0	0	2	0	3	1	5	13	24
未加入	40	49	61	42	77	69	125	71	534
合計	73	100	103	100	181	94	292	320	1263

	仙台	名古屋	札幌	広島	福岡	名古屋2	大阪	東京	合計
有老協	16%	25%	22%	5%	27%	7%	32%	51%	30%
介木協	15%	21%	9%	32%	20%	16%	17%	26%	20%
サ住協	25%	11%	17%	25%	20%	3%	15%	19%	17%
高住協	0%	0%	2%	0%	2%	1%	2%	4%	2%
未加入	55%	49%	59%	42%	43%	73%	43%	22%	42%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

2.参加者：役職(複数回答)

	仙台	名古屋	札幌	広島	福岡	名古屋2	大阪	東京	合計
法人の代表・役員	19	18	32	15	36	25	49	31	225
本社経理担当	13	32	19	20	48	8	47	87	274
本社法務担当	3	3	2	2	9	3	7	17	46
本社その他	11	4	9	10	9	5	34	54	136
IT/事業部長・ITマネージャー、 スーパードバイヤー等	2	7	7	5	6	8	19	18	72
事業所管理者	22	21	32	29	55	34	97	66	356
事業所事務長、リーダー等	8	12	4	10	22	14	46	38	154
事業所その他	5	19	12	25	27	18	45	42	193
合計	83	114	110	112	206	112	333	343	1413

	仙台	名古屋	札幌	広島	福岡	名古屋2	大阪	東京	合計
法人の代表・役員	23%	16%	29%	13%	17%	22%	15%	9%	16%
本社経理担当	16%	28%	17%	18%	23%	7%	14%	25%	19%
本社法務担当	4%	3%	2%	2%	4%	3%	2%	5%	3%
本社その他	13%	4%	8%	9%	4%	4%	10%	16%	10%
IT/事業部長・ITマネージャー、 スーパードバイヤー等	2%	6%	6%	4%	3%	7%	6%	5%	5%
事業所管理者	27%	18%	29%	26%	27%	30%	29%	19%	25%
事業所事務長、リーダー等	10%	11%	4%	9%	11%	13%	14%	11%	11%
事業所その他	6%	17%	11%	22%	13%	16%	14%	12%	14%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

今回の説明会の評価と理解できたか、についての回答は以下のようになった。

説明会の評価(新処遇改善加算)

	仙台	名古屋	札幌	広島	福岡	名古屋2	大阪	東京	合計
とても役立つ	10	20	17	16	45	29	80	63	280
役立つ	43	52	46	53	110	62	166	198	730
普通	27	43	35	45	44	22	73	72	361
あまり役立たない	2	4	8	6	3	1	14	5	43
まったく役立たない	0	0	1	0	0	2	1	3	7
合計	82	119	107	120	202	116	334	341	1421

	仙台	名古屋	札幌	広島	福岡	名古屋2	大阪	東京	合計
とても役立つ	12%	17%	16%	13%	22%	25%	24%	18%	20%
役立つ	52%	44%	43%	44%	54%	53%	50%	58%	51%
普通	33%	36%	33%	38%	22%	19%	22%	21%	25%
あまり役立たない	2%	3%	7%	5%	1%	1%	4%	1%	3%
まったく役立たない	0%	0%	1%	0%	0%	2%	0%	1%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

説明会の評価(軽減税率)

	仙台	名古屋	札幌	広島	福岡	名古屋2	大阪	東京	合計
とても役立つ	30	30	32	33	92	45	106	104	472
役立つ	40	73	63	59	97	61	183	203	779
普通	15	15	13	27	17	11	43	45	186
あまり役立たない	0	1	1	2	0	0	2	1	7
まったく役立たない	0	0	0	0	0	1	1	0	2
合計	85	119	109	121	206	118	335	353	1446

	仙台	名古屋	札幌	広島	福岡	名古屋2	大阪	東京	合計
とても役立つ	35%	25%	29%	27%	45%	38%	32%	29%	33%
役立つ	47%	61%	58%	49%	47%	52%	55%	58%	54%
普通	18%	13%	12%	22%	8%	9%	13%	13%	13%
あまり役立たない	0%	1%	1%	2%	0%	0%	1%	0%	0%
まったく役立たない	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

理解できたか(軽減税率)

	仙台	名古屋	札幌	広島	福岡	名古屋2	大阪	東京	合計
よくわかった	18	15	21	21	62	34	78	69	318
だいたいわかった	59	92	72	85	126	70	211	243	958
少しわからなかった	5	6	8	9	13	10	31	29	111
まったくわからなかった	0	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	82	113	101	115	201	115	320	341	1388

	仙台	名古屋	札幌	広島	福岡	名古屋2	大阪	東京	合計
よくわかった	22%	13%	21%	18%	31%	30%	24%	20%	23%
だいたいわかった	72%	81%	71%	74%	63%	61%	66%	71%	69%
少しわからなかった	6%	5%	8%	8%	6%	9%	10%	9%	8%
まったくわからなかった	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

IV 今後の検討課題（今回の質問事項等の整理）

本報告の最初にも述べたが、2019年10月からの消費税改正・軽減税率の導入にあたっては、実際の軽減税率の税務運営が、全国で統一的にかたまるまでに、時間がかかるかもしれない。

従って、今回の地方説明会の実施内容をまとめるにあたっては、

①地方説明会での説明のあとの質疑の記録

②説明会終了後のアンケートの回収結果（特に自由記述部分）等を

多かった同じような質問事例、似かよっているが考え方のポイントが異なる事例、また、検討段階では予想できなかったような事例、誤解の多そうなポイント、等についても、できるだけ丁寧に採取することとした。

具体的には、質問等のある程度分類化し、それに該当する項目を3種類に整理した。

「会場での質疑」は、出来るだけ疑問に対する主催者側の回答も再現をこころみた。

「アンケート回答で、今後も留意しておくべき質問等」については、誤解の多そうなポイント・事例、今後事業者団体側で、Q&Aの更新や追加を考えるにあたって、留意しておいたほうがよいのではないか、といった項目を、質問の自由記述文のみ掲載した。

「その他：アンケートにあったが資料等でご理解いただけそうな質問」は、質問をいただいたが、説明資料や会場での質疑を読んでもいただければ、回答が得られるのではないかと、といった項目を、やはり質問のみ掲載した。

今回の事業は、厚生労働省の老健事業としての募集・交付決定が、他と異なり、年度の後半となり、説明会の開催も年末以降に実施することとなり、報告書作成の時間に余裕がなく、全部に回答を記載できなかったことはご了解願いたい。

今後も、事業者団体のWEB等で、アップデートした情報の提供を行うよう努力していきたい。

(1) 「高齢者住まい（有料老人ホームとサ高住のみ）に限定されている」

(会場での質疑)

<p>★Q：家族等の来訪者は対象外とあるが、うちではデイサービスを併設。朝夕は住宅からの食事、お昼はデイサービスでという方が何人もいる。この場合、同一建物内に居住しているデイサービス利用者だが、昼食は対象になるか。</p> <p>(仙台 No.4)</p>	<p>A：有料老人ホームとして提供している食事とは別であると考えられる。法律でいうところの“有料老人ホーム等”には、通所介護の事業所は含まれないと思われる。ケータリングに該当するのではないと思われる。(←このように答えたがこれは誤り。通所介護事業所で提供される食事は非課税。質問者に対しては個別に訂正済。また名古屋会場以降の資料に反映済)</p>
<p>★Q：イオンなどのフードコートで昼食を食べる企画があったが、この場合は10%か。</p> <p>(仙台 No.5)</p>	<p>A：有料老人ホームとは離れた場所でイトインにあたる。私たちがイオンのイトインで食べるのと同じで10%</p>
<p>★Q：朝夕は有料老人ホームで食べる、昼はデイサービスで食べる。すべてを合計すると1920円を超える場合、事業所別に考えてよいか。</p> <p>(札幌 No.6)</p>	<p>A：通所介護事業所として昼食を提供しているものは対象ではなく、有料老人ホームとして提供している朝と夜だけを対象とすればよい。</p>
<p>★Q：特養、老健等は非課税とのことだが、“等”には他に何が含まれるか。</p> <p>(札幌 No.11)</p>	<p>A：すべて思いつく訳ではなく、サ高住と有料老人ホーム以外は・・・との意味合い。具体的な対象があれば、別途、連絡する。→(回答修正)現状の資料の表記でも一定網羅していると考えられる。福祉系の措置を含め、食事代を非課税となるサービスを漏れなく把握するのは困難であるため、個別具体的なサービス名があれば質問に答えることとする。高住連でQ&Aを改訂する際に、非課税対象のサービスについて把握している範囲を追加する。</p>
<p>★Q：ケアハウスは非課税とのことだったが、特定施設の指定を受けていても、有料老人ホームであれば、課税対象になるとの理解でよいか。</p> <p>(広島 No.2)</p>	<p>A：有料老人ホームとしての括りになるので、現在でも8%の課税をされているし、今度は8%が10%になる対象である。</p>
<p>★Q：P6でデイサービスはもともと非課税、課税されているところもあるとのことだった。それについて後ほど話をすることだったが・・・。</p> <p>(福岡 No.2)</p>	<p>A：政省令で厚労省が示したり、税務署の消費税に関わる通知でみると、デイサービスセンターで提供している食事、特養や老健、グループホームでの食事は基本的に非課税であるとされている。実務的に税務署との間で、一部、消費税が課税されている例もあるようで、ここは個別、税理士と相談してほしいとお願いしている。これまで消費税が課税されているのであれば、一度、確認をされてはどうか。</p>

<p>★Q：同一建物内にあるデイサービスでとった食事は軽減税率対象外であるか。 (大阪 No.3)</p>	<p>A：デイサービスでの昼食は切り離して考える。昼食と夜食は別であるので非課税である。</p>
<p>★Q：有料老人ホームで、給食部門を切り離している。当社では障害サービスを利用している65歳以下の利用者がいたり、障害者向けショートステイを併設している場合もあり、この場合は対象となるか。 (愛知 No.1)</p>	<p>A：現在、問合せ中。たぶん、対象にならないのではないかと推測するところ。施設が分かれている場合や、混在している場合もあるようで、確認している。問い合わせ結果については、ホームページなどのQ&Aを充実させる形で広報する予定（個別に連絡はしない）</p>
<p>★Q：外付けサービスを運営しているが、外付けサービスの施設は軽減税率の対象になるか。特に健常の人を対象としていても対象か。 (東京 No.1)</p>	<p>A：有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅であれば、外付けであろうが、介護付きホームでも、その飲食料品の提供は軽減税率の対象となる。有料老人ホーム・サ高住に該当しているのであれば届け出をすべきというのが老人福祉法の考え方。届け出をしている場合には対象となる（ただし分譲型の有料老人ホームは有料老人ホームの対象外）。</p>
<p>★Q：サ高住。給食を同じ法人の特養で作ったものを業務委託契約として提供。同じ法人ではあるが、この場合に税率はどのように扱うべきか。法人間は10%、利用者への提供は8%ということになるか。 (東京 No.10)</p>	<p>A：事業所の中でのやりとりに関わるご質問と理解。委託契約であれば10%となる。</p>

(アンケート回答で、今後も留意しておくべき質問等)

- 災害時等の非常時、サ高住併設の訪問介護等の外部利用者に食事を提供する（届ける）必要がある場合、10%でしょうか？8%でしょうか？普段は外部提供はしておりません。（入居者、家族様、職員のみ）（：札幌）
- 入居者のみでなく、一般の食堂として運営している場合は、軽減税率にはならないのでしょうか？すべて10%となりますか？（：東京）
- 入居者も外部の方も利用できる食堂になるが、その場合、食堂は飲食店扱いとなり、軽減税率対象外か？（：東京）
- 現時点で消費税を取っていないため、この機会に取ろうと思った際、デイサービス等の介護事業所と異なることがわかった。（：広島）
- 地域の軽減税率説明会で、税理士の方より、有料老人ホームであっても特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所が、入居者に食事を提供する場合の食費は非課税と聞きました。また、当方の税理士も同じく申ししており、非課税のくくりがはっきりせずにおります。（：広島）

(その他：アンケートにあったが資料等でご理解いただけそうな質問)

- サ高住の一部が登録されていない場合、その部屋にお住まいの方は？（：名古屋2）
- 我々は配食事業を展開しており、隣接する協賛法人のサ高住に食事を提供する形態をとっている。協賛法人のサ高住は、1食ずつ価格を決めて利用者から徴収している。（：福岡）
- サ高住入居者が同一建物のデイサービスを利用した場合、食費設定が悩ましい。食事レベルを変えて、同一価格とすべきか？（：大阪）
- デイサービスが施設内にあるが、食事にTAXをかけていない。8%になった時も値上げしていない。今般、値上げすると、不当な値上げになってしまうのか？（：大阪）
- 食事を社会福祉法人（特養）に委託している。非課税になるのか？（：東京）
- 税理士より、医療法人は非課税だと言われていますが？戻り、税理士に確認します。（：福岡）
- サ高住は新規事業であるが、現在経営中の老健の食費等（売店）、今まで消費税を取っていなかった。取っていない施設がほとんどないことに驚いた。（：東京）

(2) 「食材費や食事以外の消費税の扱い」

(会場での質疑)

★Q：食材を仕入れる場合は8%とあるが、職員の分も同時に作っている。分けられない。 (名古屋 No.9)	A：分けることは困難だと思うので、8%で仕入れるということで問題ないと思う。詳しくは税理士に確認したほうがよいと思う。
★Q：食費なのか食材費なのかの区分はどのよう に？ (名古屋 No.12)	A：食材費だと売上げになっていない。食費も単純な売上になっていないのではないかと思う。(詳しくは専門家に確認していただくのが適切)
★Q：グループホームとか住宅型有料老人ホームを 経営。これまでは8%で食材仕入れ。弁当も8%か。 (札幌 No.2)	A：弁当は飲食料品の購入なので8%の課税。

(その他：アンケートにあったが資料等でご理解いただけそうな質問)

- 介護付きの場合、医療依存度が高く、経管栄養もあります。その際の栄養物は、すべて10%となるのでしょうか？現在は、一般食事の1ヶ月分と同額を請求していますので、3食10%となると、家族への負担が増加するので申し訳なく感じます。社内で考えてみます。
(：福岡)
- オムツの取り扱いについても疑問が残りました（仕入れメーカーからも8%か？）
(：札幌)
- トイレットペーパー、オムツ、パット、乾電池を提供する場合の税率。（：広島）
- 食費の軽減税率ではないのですが、消費税の増税によるオムツ等の利用にどのように反映していけばいいのでしょうか？（：広島）
- 以前から入居している入居者の管理費等は10%に上がるのでしょうか？前払いプランで、入居時に管理費を前払いしている場合はどうなるのでしょうか？（：東京）

(3) 軽減税率の対象は「入居者」にかぎる

(会場での質疑)

<p>★Q：社員食堂で職員が食事をとった場合には、 どうなるか。 (仙台 No.6)</p>	<p>A：職員は入居者に該当しないので、職員の食事は10%標準税率になる。</p>
<p>★Q：家族と一緒に居室で食事をする場合は軽減税率の対象になるか。 (仙台 No.7)</p>	<p>A：ご家族の分は標準税率になる。ただし、例えば、入居者に対して提供されたものを「私はいないから」とご家族が食べるような場合には、金額判定の対象になる。施設として家族に出した食事は対象外だが、施設として入居者に提供した食事は対象となるという意味。</p>
<p>★Q：体験入居の方も対象とあるが、体験入居に同行する奥様（入居予定はなし）は対象となるか。 (名古屋 No.3)</p>	<p>A：奥様が入居されない場合は外部者扱いになるので、軽減税率の対象にはならない。</p>
<p>★Q：お客様は軽減税率の対象として、スタッフは10%でもらうということで問題ないか。 (名古屋 No.9)</p>	<p>A：そのとおり。</p>
<p>★Q：サ高住2棟経営。1週間6日2食、7日3食という契約。いくつかのパターンから選択していただく契約（自立の方も、そうでない方も選択している）。この場合、何か問題になることあるか。 (札幌 No.4)</p>	<p>A：自立かどうかは関係なく、施設が提供するものが軽減税率の対象になる。毎日施設で食事をする人だけを対象とするような制限がかかるとは聞いていない。</p>
<p>★Q：サ高住に障害の人もいる。要介護認定は受けていない。この場合は対象となるか。 (札幌 No.10)</p>	<p>A：確認の上、別途、回答する。 →（回答修正）事務局で検討した結果、サ高住には都道府県知事が認めた場合に、60歳以上、または要介護認定を受けている者及びそれらの配偶者に該当しなくても居住できる者がいる。その場合には軽減税率の対象となるという暫定回答（念のため確認する）とする。</p>
<p>★Q：家族が訪問してきて食事を提供する場合がありますが、家族の分は標準税率か。 (札幌 No.12)</p>	<p>A：食事代が640円以下であることを前提にして、入居者分は軽減税率対象、家族の分は標準税率対象。</p>
<p>★Q：対象について、60歳未満の方で介護認定を受けていない方は対象外との説明。母親と同居している息子は軽減税率の対象外で食事をするという理解でよいか。 (東京 No.5)</p>	<p>A：そのとおり。</p>
<p>★Q：外部の付き添いを24時間つけている入居者がおり、管理費をもらって入居者として扱っている。日によって付き添いは変わるが、この場合、60歳以下だけは対象外か。 (東京 No.5)</p>	<p>A：入居者かどうか問われる。外部のヘルパーのような方を入居者とするかどうか。有料老人ホームとしてサービスを提供する必要がある対象であるかどうか。</p>

(アンケート回答で、今後も留意しておくべき質問等)

- 60才以下の利用者、障害者ケース。高齢者と障害者が混在している有料の場合。(：名古屋2)

(その他：アンケートにあったが資料等でご理解いただけそうな質問)

- ご主人様のみ入居契約して入居していて、奥様付き添いで居室内で寝泊りしてあって、食事召し上がっている。食事欠食時も届出している方がいるが、今回の対象になるのかわからないのか？(：札幌)
- サ高住に自炊できる自立の方がいて、その方が食事をする場合、軽減税率の対象外か？(：東京)
- 食材を一括で購入し、入居者と介護スタッフの食事を一括で調理している場合、食材購入時に8%になるのか？分けて10%になるのか？(：名古屋)
- 60才以下で要介護がなく、障害者福祉サービスのみの方は10%でしょうか？(：名古屋2)
- 入居者以外、家族、職員が10%とは思っていませんでした。(：東京)

(4) 「1食640円以内」について

会場でのアンケート結果として、「1日3食が640円という基準と比較してどんな状況か」を聞いた結果は以下の内容である。

食費の価格(複数回答)

	仙台	名古屋	札幌	広島	福岡	名古屋2	大阪	東京	合計
すべて640円以下	69	62	84	70	125	73	172	92	747
すべて640円を超える	0	1	0	0	1	1	6	8	17
640円以下と640円を超えるケースが混在	14	54	30	51	77	37	140	217	620
まだ計算できない	2	6	1	2	1	1	5	12	30
合計	85	123	115	123	204	112	323	329	1414

	仙台	名古屋	札幌	広島	福岡	名古屋2	大阪	東京	合計
すべて640円以下	81%	50%	73%	57%	61%	65%	53%	28%	53%
すべて640円を超える	0%	1%	0%	0%	0%	1%	2%	2%	1%
640円以下と640円を超えるケースが混在	16%	44%	26%	41%	38%	33%	43%	66%	44%
まだ計算できない	2%	5%	1%	2%	0%	1%	2%	4%	2%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(会場での質疑)

<p>★Q：一食500円で提供しているとして、利用者が足りないのもう一食追加する場合には、もとの一食も追加分も10%になるか。 (札幌 No.9)</p>	<p>A：一食500円のを同時に食べるということ。朝食で2食分食べたとすれば、まず朝食については1,000円となり、640円を超えるので標準税率になるのだと思う。その後の昼食・夕食はどうか。640円の上限、1,920円の上限を超えるかどうかが問題となる。</p>
<p>★Q：食事はいずれも640円以下だが、体調が悪い場合には居室に無料で配達。体調不良以外の、例えば友人が来た場合に居室で食事をする際には50円で配達している。なるべく一階(食堂)で食べてもらいたいので。この50円で上限を超える場合、どのように考えるか。 (札幌 No.11)</p>	<p>A：自己都合で部屋で食べる場合には600円のところ650円いただきますという場合、日額230円の手数料と同じで、食事提供に関わる手数料も含めて食事代として考える。→配膳料については01/22の高住連事務局会で検討した結果、介護サービス代とし、食事代に含めないという暫定回答(念のため確認する)とした。→質問者に対し、回答を訂正する</p>
<p>★Q：自分の施設では、朝食は軽減税率の対象だが、昼食・夕食は上限を超えている状況。利用者の納得は別として、監査対応として、昼食は640円以下に値下し、夕食は値上げして対象外とするという考え方はどうか。また手間がかかるので、すべての食事を軽減税率の対象とし、税務申告の際に多少の損益は出るものの、実態にあわせて申告するという考え方、姿勢については、どのように考えるか。 (大阪 No.2)</p>	<p>A：前半の、昼は値下して夜を値上げするというものについて、消費税をきっかけに不合理な値上げをされる場合には、消費者庁などから指摘を受けることもある。今回のご相談は、値下げも連動するので、税務署に合理的な説明ができれば認められるのではないかと。税理士に相談してほしい。損税を出してもすべて8%にするという考え方について、事業所団体としては否定するものではない。税務署の対応の観点よりも、入居者の納得を得ることを優先して線引きしてほしい。</p>

<p>★Q：サ付高齢者住宅で、ソフト食を提供している。プラス50円すると650円になってしまう。例えば、これ（ソフト食の加工賃）を上限を超えない朝食につけるなどの対応をとり、書面等で利用者と契約すれば問題ないか。（愛知 No.2）</p>	<p>A：オーバー分を朝食に移したり、価格差を大きくして昼食は対象に、夕食は対象外に調整するといった相談も受けるが、税務署の調査担当者の立場になって考えると、それについての説明がつく形になっているかどうかの問題だと思う。金額変更等に係る合理的説明がなされているか（資料があるか）が問題で、それがないとすれば、脱法行為だと指摘されることも考えておかなければならないのではないか。</p>
<p>★Q：食事について。間食も軽減税率の対象という理解でよいか。（東京 No.16）</p>	<p>A：上限の金額の範囲内であれば、軽減税率の対象として扱ってよい。</p>

（アンケート回答で、今後も留意しておくべき質問等）

- 朝500円、昼500円、夜700円の食費であるが、全て軽減税率の適用のために、今から食費の改定をしても良いか？（例：朝560円、昼500円、夜640円etc.）（：広島）

（その他：アンケートにあったが資料等でご理解いただけそうな質問）

- 通常の食事メニュー以外で、特別メニュー（コース料理等）を注文できるようにしています。例えば、入居者の誕生日を家族と一緒に祝いする等で、5,000～10,000円程度で依頼があれば対応します。この場合の税率は、標準となりますか？（：札幌）
- 当施設では、自立の方も多数おられますが、施設運営の売店、施設提供の食事等、細かく設定（税率）をすると、手続きが非常にややこしくなると感じました。（：大阪）
- 実際の価格、例えば640円を超えて700円の場合、640円までは8%、60円分が10%になり、2種類の税率が掛かるのか？（：大阪）

(5) 「1日の累計額1920円に達するまで」について

(会場での質疑)

★Q：一食640円という定めを置かず、1日1920円という契約とした場合には、3食とも対象という理解でよいか。 (東京 No.7)	A：1920円を3食で除して1食分の単価を出すことになると思うが、この場合は3食とも対象として扱うことが可能。
---	---

(アンケート回答で、今後も留意しておくべき質問等)

- レストランの使用有無に関わらず、基本料30,000円/月がかかり、朝食は無料で提供。昼食、夕食はバイオーダーで、品目毎に値段が異なる。どのように考えて計算すればよいかわかりにくい。入居者にもわかりにくいと思う。(：東京)

(その他：アンケートにあったが資料等でご理解いただけそうな質問)

- 一食640円以下が優先で計算し、累計額はあくまでも目安なのでしょうか？(：札幌)
- 金額基準の計算例として、3食を例に計算させているが、4食等、1日の1,920円を超えなければ問題ないでしょうか？(：東京)
- 1,920円×31日を超えた分を10%とすることは可能ですか？(：東京)

(6) 金額基準の計算対象を「あらかじめ書面で定める」

(会場での質疑)

<p>★Q：重要事項説明書の改定について。現在契約している方との重説も差替えるという理解でよいか。差し込みでもよいか。 (東京 No.11)</p>	<p>A：重要事項説明書の改定は、現入居者のものを改定する法人もあれば、変更点だけ示したものを配布する法人もある。これまで各住まいで行っていた方法でよいと思う。入居者にわかってもらうことが重要で、あらためてサインをもらう必要はないと理解している。</p>
<p>★Q：消費税の軽減税率を適用すかどうかに係って、例えば軽減税率使わない。一律10%にすることを取り決めた場合、実際は8%で処理できるものとしても、10%で消費税を治める必要があるか。 (東京 No.14)</p>	<p>A：軽減税率の対象とするかどうかを明確にしたところで、課税の対象が決まるので、この場合は10%の消費税を納めねばならなくなる。</p>

(その他：アンケートにあったが資料等でご理解いただけそうな質問)

- 「あらかじめ書面で～」の書面は、重税でなければ具体的に何の書面を指すのか？署名していただき、記録として残さなくてよいという印象を受けました。（：大阪）
- 「あらかじめ書面により～」とありますが、実質的に書面はいつまでに準備すればよいのか？（：東京）

(7) 月額定額の食費を「合理的な方法」で1食分に計算する

会場でのアンケートで、「食費の契約形態（単価設定の有無等）はどう定めているのか」との回答についての結果は、下記のとおりである。

食費の契約形態(複数回答)

	仙台	名古屋	札幌	広島	福岡	名古屋2	大阪	東京	合計
一食ずつ価格を定めている	69	107	106	109	158	87	271	256	1163
月額「食費」を定めている場合	9	14	17	9	33	26	44	58	210
「食材費」と月額「厨房管理費」を定めている	10	4	4	0	19	2	17	56	112
「食材費」のみ定めている (厨房管理費は管理費に含んでい)	1	6	1	7	4	2	10	15	46
その他	3	3	1	3	15	6	15	19	65
合計	92	134	129	128	229	123	357	404	1596

	仙台	名古屋	札幌	広島	福岡	名古屋2	大阪	東京	合計
一食ずつ価格を定めている	75%	80%	82%	85%	69%	71%	76%	63%	73%
月額「食費」を定めている場合	10%	10%	13%	7%	14%	21%	12%	14%	13%
「食材費」と月額「厨房管理費」を定めている	11%	3%	3%	0%	8%	2%	5%	14%	7%
「食材費」のみ定めている (厨房管理費は管理費に含んでい)	1%	4%	1%	5%	2%	2%	3%	4%	3%
その他	3%	2%	1%	2%	7%	5%	4%	5%	4%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(会場での質疑)

★Q：厨房管理費と食材費と分けて請求している。厨房管理費の1日分（一食分）は契約書で月の途中で入居したような場合、どの月であっても一律30日で計算している。これは可能か。 (仙台 No.2)	A：社会通念的にいう合理的な方法の1つとして可能ではないか。
--	--------------------------------

(アンケート回答で、今後も留意しておくべき質問等)

- 1ヶ月の食費合計額が20,000円（税抜）を超えない場合は、最低金額として20,000円を請求している。この場合10%としてもよいのか？（：大阪）
- 1日あたり1,920円で計算すると、ひと月57,600円（30日）となるが、1食あたり700円で計算すると、63,000円（30日）となるが、1ヶ月あたりの上限を55,000円とした場合どうなるか？（：福岡）

(その他：アンケートにあったが資料等でご理解いただけそうな質問)

- 1週間、1ヶ月の食事の契約の選択を入居者ができる形ですが、これから何か問題点になりますか？（：札幌）
- 1日あたりで食費を計算しています。ただ、体験入居のためだけに、朝・昼・夕の1食ずつの価格を決めています。（：大阪）
- 「一食ずつ価格を定める」「月額 of 食費を定めている場合」と、1食（単価）と月額（全食）した場合の金額設定がある場合、軽減税率の適用があるか否か？考え方としてどちらになるのか？（：東京）
- 1食ごと、月額と両方使っている場合、それぞれの計算でよいのか？（：東京）

(8) 「欠食」の場合の計算方法

(会場での質疑)

<p>★Q：朝食が欠食で欠食分を減額する場合、その日によって10%になる日と8%になる日とがあるという理解でよいか。（名古屋 No.5）</p>	<p>A：そのとおり。その日ごとに累計額を計算するので、1920円を超えるかどうかは日によって変わるということがあり得る。</p>
<p>★Q：金額基準の適用方法で、欠食割引があると書いてある。欠食がある場合は、割引ではなく全額返金しているので驚いている。問題ないか。（札幌 No.5）</p>	<p>A：それは事業所の考え方。食べない場合でも厨房管理費などは発生しているので、全額は割り引かないという考え方。</p>
<p>★Q：欠食割引を導入している事業所がどのくらいいるか（この会場内で）確認したい。私も全額返金している。（札幌 No.7）</p>	<p>A：全額返金している人半数程度。全額をひかない人が10社程度。</p>
<p>★Q：1ヶ月10食分の食事代を事前にいただき、10食食べない場合の清算時は、食べなかった分について、軽減税率の対象としてよいか。（福岡 No.3）</p>	<p>A：あらかじめ定価を定めており、下限は定めているものの、それを超えた場合、満たなかった場合の対応については、他でも質問がでたことであり、現在、確認中である。</p>
<p>★Q：軽減税率を書面に明記しない場合で、通常は3食召し上がるが、間食を欠食された場合、その日の夕食については8%となるのか。それとも10%とするのか。ちなみに間食代は事前に連絡をもらって予め分かっている場合はいただいている。（福岡 No.4）</p>	<p>A：予め分かっている場合は請求しないとなると、朝昼夕で1920円に達するかどうかの判断となる。例えば当日キャンセルの場合は請求すると、その場合は食べなくても請求している訳であり、時系列で計算して1920円に夕食の時点で達するかどうかで判断することになる。</p>
<p>★Q：①朝400円、お昼600円、夜は1000円と単価はなっているが、最低一か月あたりの基本料金として2万円いただいております、2万円に達しなくても2万円いただく契約となっている。例えば月5千円分しか召し上がらなかった場合、召し上がった分と、召し上がらなかった分の消費税の考え方はどのようになるのか。（福岡 No.5）</p>	<p>A：2万円を超える場合は1食辺り幾らで考えれば良いだろう。2万円に達しなかった場合は、例えば1日3食のところ食べなかったりして1万5千円にしか達しなかったと、その場合は食べた分については1食幾らと考え、食べなかった分は、2万円との差額を欠食した回数で割って1回あたり幾らで考えると思われる。</p>
<p>★Q：②欠食した分を全て10%でいただくということも可能なのか。（福岡 No.5）</p>	<p>A：②欠食分は対象外として定め、食べた分以外については標準税率とできるかどうかは、管轄の税務署の判断となるかと思うが、基本的には出来ると考えている。（その後の調べで、2万円との差額分について、予め書面で定めることにより、標準税率として構わないと判断している税務署があった。）</p>

★Q：食費は月額6万円ですべて事前に徴収。欠食が出た場合、翌月に半額を返金している。この場合の計算はどうしたらよいか。特に夕食は640円を超えるので通常だと対象外だが、返金になると対象となる状況。事前にもらっているのでは余計に大変かと。

(東京 No.9)

A：夕食700円だとすると税込770円。食べないと350円。350円+8%を本来ならもらうべき金額。この差額を返金するという形。どのお金対象となっているかを明確にしておけば不可能ではないと考える。

(アンケート回答で、今後も留意しておくべき質問等)

- 1ヶ月の食費合計額が20,000円（税抜）を超えない場合は、最低金額として20,000円を請求している。この場合10%としてもよいのか？（：大阪）
- 朝食500円、昼食700円、夕食900円で召し上がった分を請求。ただし、月額20,000円に満たなかった場合は、召し上がった分の金額に関わらず、厨房管理費として20,000円を請求（利用0でも20,000円。※入院10回以上/月、または特定施設のサービス利用者除く）。この場合の20,000円の税率はどうなるのか？（8%で良いか？）（：大阪）
- 欠食の場合、1日単位で半額返金。1食のみの欠食は不对応。月60,000円税別（1日あたり2,000円税別と明記。どの月も）。3日欠食の時、60,000円（前月払）-1,000円×3=57,000円（当月精算）。（：東京）
- 翌月分食費を前払いでもらい、前月欠食分を返金するパターンについて。（：東京）

(その他：アンケートにあったが資料等でご理解いただけそうな質問)

- 1日3食1,400円、1日2食1,300円、朝400円、昼・夕は各700円と定めており、その場合は1,920円以下と判定するのか？1食あたり640円以上が混在するので、どうすべきか？（：大阪）
- 注文後にキャンセルした場合に、一定期間後はキャンセル料が発生するが、それは累計に含められるのか？（：大阪）

(9) 「厨房管理費等の扱い」

(会場での質疑)

<p>★Q：自分の施設は標準税率と軽減税率が混在する見込み。手間を考えると、厨房管理を管理費に含めてしまう方が手間が少ないと感じた。そのように考える施設は他にもあるだろうか。 (名古屋 No.2)</p>	<p>A：おそらくあると思う。ユーザー側からしてもわかりにくいのはトラブルのものになる。なるべくわかりやすい形にするのも一つ。まだ9ヶ月あるので適切な形の検討を。</p>
<p>★Q：一食あたりで三食値段がついている。病院食に該当する特別食・療養食があるが、手数料のような形で加算している。食費に入れ込んで考えるべきか、別途別の契約で10%とできるか。230円/日加算される。 (朝350円、昼550円、夜600円) (札幌 No.3)</p>	<p>A：食事に係る手間ということだと厨房管理費と同一と考えられる可能性高い。病院食の場合は230円÷3食=77円程度が毎食上乘せになる形。それを朝、昼、夜に加えるという考え方。→01/22高住連事務局会で整理を行い、刻み食の加工については、厨房管理費と同様に食事代の一部として考える方向</p>
<p>★Q：入居者には食費45,000円/月額で負担してもらっているのですが、1日あたりは1920円以下になる状況。欠食などの場合に食材費の返還をしていて、食材費は朝・昼・夕と区分していて、ここには厨房管理費を含んでおり、こちらで算出すると夕食が対象外になってしまう。重要事項説明書でも食費の中に食材費と厨房管理を含むとは明記していない状況。 (広島 No.3)</p>	<p>A：月額で算出すると上限を超えないが、一食ごと考えると夕食が上限を超える本件では、夕食について標準税率になるだろう。考え方を整理した結果として、朝、昼、夕の配分を新たに設定するということもありうるが、あまりにも実態とかけ離れた形で整理すると、脱税行為にもなりかねないので、注意が必要。</p>
<p>★Q：厨房管理費と食材費を取っているサ高住のケース。イベント食についての質問があったが、イベント食が一食の上限を超える場合には、その厨房管理費についても10%で請求するという考え方でよいか。 (東京 No.13)</p>	<p>A：1920円を超えた際に、食事単位で判断することになっている。一食の価格が上限を超えた場合には、その一食分の厨房管理費も10%ということになっている。非常に煩雑なので、財務省に再度、その分割の方法を確認をしているところ。</p>
<p>★Q：食材費と厨房管理費を分けている。厨房管理費と食材費を合わせると640円を超えてしまう。一カ月利用がない場合には、厨房管理費だけもらっている。この場合には一食640円を下回るのので、この場合のみ軽減税率の対象とするという理解でよいか。 (東京 No.15)</p>	<p>A：そのとおり。食べない日は対象となったり、食べた日は対象とならなかったりするということ。</p>

(アンケート回答で、今後も留意しておくべき質問等)

- 上記「食事基本料」の1食あたりの按分計算（各食一律なのか、食費単価による按分か）。
(：大阪)

- 給食業者に委託しており、おそらく10%の標準税率の適用で請求されると思うのですが、契約上、食材費と管理費の内訳があり、利用者に管理費相当数の価格転嫁を考えています。可能か？（：大阪）
- 厨房維持費+朝食20,000円、昼食500円、夕食650円。このように設定していますが、計算例が一番近いのは、どちらになりますか？（：東京）
- 厨房管理費の按分は、特別メニューに加算する必要がありますか？必要がある場合、どのように加算しますか？（：東京）
- 施設とは基本管理費をいただき、入居者様からは事前にチャージしていただいたカードより喫食分の金額をいただいています。この場合は、@640円/食、@1,920円/日のルールを適用し、8%とするべきなのか？または、委託費として10%にするべきなのか？判断に迷います。（：東京）
- アラカルトメニューで食事を提供する場合、640円より安い物は8%、640円より高い物は10%という理解でしょうか？アラカルトメニューも厨房管理費を考慮するのでしょうか？（：東京）
- 厨房管理費は、入院等で家賃のみ請求する場合に、合わせて請求するようにしていますが、その場合は10%となるのでしょうか？（：福岡）

（その他：アンケートにあったが資料等でご理解いただけそうな質問）

- サ高住の共益費（非課税）の中に厨房管理費が入っている場合は、そのまま非課税としていいのか？（：福岡）
- 厨房人件費と相殺。職員の食材費は、朝のみ福利厚生、昼・夕は立替金として処理。仕入食材費は10%、相殺人件費は10%、経費・立替金は10%で計算でいいでしょうか？入居者様への食費は8%の売上になるのでしょうか？（：大阪）
- 1ヶ月の食事代金15,000円以下の場合、その差額分を厨房管理費として請求している。差額分の税率が決まりましたら連絡ください。（：東京）
- 厨房委託費契約10%、入居者より軽減税率8%で、何か施設での対策等を知りたい。（：仙台）
- ホームと厨房委託会社と契約している場合は、委託契約10%で、入居者に対して、食費を厨房管理費と食材費に分けて請求（食材費640円以下）で8%とすることはOKですか？（：名古屋）
- 1食につき640円以下、累計額が1日1,920円に達するまでという原則の中であれば、コーヒー、そば、うどんなど特別な提供の食事でも軽減税率の適用となるのでしょうか？（：福岡）

(10) 「定められた『朝食・昼食・夕食』以外の扱い」

(会場での質疑)

★Q：1食あたり600円であるが、特別食にする場合はプラス200円とした場合、そのプラス金額はどうなるのか。 (大阪 No.8)	A：特別食での対応は、現在確認させていただいており、明確にはなっていない。一般的には含めて考えてもらえばよい。
--	---

(その他：アンケートにあったが資料等でご理解いただけそうな質問)

- 予約制でなく、毎日気まぐれに食事をとられる場合の扱いを知りたい。(：福岡)
- 行事食(クリスマスとか)として、特別食を提供した場合の追加分も、計1,920円の基準で考えていいのでしょうか？(：大阪)
- 通常の昼食は640円だが、大きなイベント時にプラス500円でイベント食を提供した場合は、軽減税率対象外という解釈でよろしいか？現在は朝食のみ640円以下だが、内容を見直して、全食軽減税率対象となるよう、金額を変更することは可能か？(：東京)
- お正月等個別選択による特別な食事について、食材費と厨房管理費を定めている場合、特別食の金額により1,920円を超える→特別食を対象外→1日あたり÷2になるのか？その日の特別食以外は、÷3のままでもいいか？管理費×12÷365÷3。(：東京)
- イベント食(例、カニ+700円)などは、この+700円を含むと、1,920円を超える場合は、10%と考えればよいのか？(書面で明らかにすればいいのか？)(：名古屋2)

(11) 「コーヒーや軽食等のアラカルトメニュー」

(会場での質疑)

<p>★Q：「飲食料品の販売」について、サ高住の中にある飲料の自販機についても軽減税率の対象ということでしょうか（仙台 No.1）</p>	<p>A：軽減税率が乗った形の金額で商品販売がされるはずなので、もともと軽減税率対象になって販売される</p>
<p>★Q：「一食」の捉え方について。追加の副菜やコーヒーなどについても対象として考えるのか、メインの食事だけなのか。単体で区分できるかどうかで判断してよいということか。できればメインも副菜も対象としたいという場合に、メインのみを一食として考え（上限を超えない範囲で）、副菜は一食に含めず、考えるということが可能か。（東京 No.2）</p>	<p>A：事業所の中でお客様に解りやすく提示することが大事。別の食事として整理しにくいものとして、刻み食やソフト食などで提供する場合があるが、この加工費などを加算する場合には、別の食事として区分しにくいので一食と見なすべきだろう。今回のような質問を明確に確認していないので、別途確認してみたい。</p>
<p>★Q：①不定期で行うイベントで、飲食した場合の食費はどうなるか。②アラカルトメニューも同じような考え方でよいか。（東京 No.8）</p>	<p>A：①ホームで提供する飲食料品の提供については、この基準が適用される。豪華な場合には基準を超える場合も出てくるだろう。計算が難しいので、そういう場合は対象外とするもの一つの方策かと思う。②そのとおり。</p>

(アンケート回答で、今後も留意しておくべき質問等)

- 「1食」の定義は？昼食600円＋コーヒー100円をオーダーした時、1食は700円なのか？600円1食と100円1食になるのか？合わせて「1食」とした時、オーダーを合わせる基準は？間の時間？30分以内なら一体とか？（：東京）
- 資料19の質問7について、固定メニューのみ限定することはできないとの回答でしたが、今回は可能となっていますが、「一食」の考え方が1メニューへと変わったのでしょうか？また、喫茶についても明示することなく、軽減税率の対象外と言われていましたが、それも変更があったのでしょうか？（：大阪）
- 納涼祭等のイベントで提供する出店での食事の税率はどうなる？（：東京）

(12) 「ゼリーや栄養補助食品等が食事に加わる場合」

(会場での質疑)

★Q：医師から栄養補助食品を追加するよう指示があった場合はどうか。（東京 No.4）	A：栄養補助食品をホームが提供の場合は食事の提供になり対象となるが、提供する栄養補助食品が医薬部外品に該当する場合があります、この場合は10%になる場合もある。
--	--

(アンケート回答で、今後も留意しておくべき質問等)

- 医師からの指示で、栄養補助食品を食事に付けています。施設から食事に付けたら640円以内の食費に含むが、入居者がゼリーを購入したようにすれば、食料品ということで、8%になりますか？（：大阪）
- 利用者によって、牛乳を1食につき50円で提供しています。例えば、夕食を600円で提供し、+牛乳50円だと、640円を超えるが、どのように計算すればよろしいか？（：東京）

(その他：アンケートにあったが資料等でご理解いただけそうな質問)

- 例えば、ヤクルトなどを仕入れて、直接提供した場合は？※単価が設定されていません。¥60etc.（：福岡）

(13) 「流動食や刻み食等の加工費用：食事と一体と考えられる費用」

(会場での質疑)

<p>★Q：一食につき640円以下。朝300円、昼500円、夜600円いただいている。何か手を加えると一食に当たり50円加算。3食で考えると1400円+150円で1920円以下だが、一食あたりでみると夕食が640円を超える。 (札幌 No.13)</p>	<p>A：どちらかの基準にひかかるとアウト。一食あたり640円か1920円か。今のご質問については650円になる食事については標準税率となる。</p>
<p>★Q：刻みだったり二次加工の場合は、加工食材は役務の提供が入っていませんので、飲食品の購入と考えてよいのか。(福岡 No.4)</p>	<p>A：加工というのは仕入れた後にそれを調理する行程のひとつとして加工という種類があると考え、例えば通常は600円であるとするれば、刻んだり、すりつぶしたりで加工賃を100円もらって700円になると、これは加工賃は含めて考えるので標準税率になる。</p>
<p>★Q：特定施設を運営しており、行事食を提供している。契約書や重説では一食の食事単価を定めているが、行事食の場合には通常の食事を欠食して対応している。行事食の単価などは事前に案内しているが、これも軽減税率の対象となるか。(大阪 No.1)</p>	<p>A：行事食だけでなく、刻み食などについても問合せが多いところ。刻み食など、提供に手間をかけているものについては、その加工賃も含めて考える。行事食についても、一体の食事と見なし、全体で640円の範囲がどうかと問われると考える。</p>
<p>★Q：ソフト食などの食形態変更に関わる経費を一食とみなすと1920円をわずかに超えてしまうが、この場合は認められない？ (東京 No.4)</p>	<p>A：食形態の変更に関わる費用は含めるという判断なので、含めて考える必要がある。</p>

(アンケート回答で、今後も留意しておくべき質問等)

- 厨房業者との委託契約の中で、特別対応した際の委託費が50円（税抜）で契約している。お客様へも50円（税抜）で提供している場合、右から左のサービスで税率に差異は出るのか？（：東京）
- 食事利用がない（栄養剤等の利用者）入居者に対して、食事管理費を定めている場合の消費税の扱いは、算出の方法から食事代と同様に軽減税率の対象となるか？（：東京）
- 食事形態（キザミ、トロミ）、毎食ではない場合等、管理が難しくなるかと思った。（弊社の場合、640円を超えないとは思われるが）（：名古屋2）

(14) 「ホーム内の売店での食料品販売や出前等」

(会場での質疑)

<p>★Q：毎週1回セブンイレブンが施設に販売にきている。その場合はどうなるか。 (仙台 No.3)</p>	<p>A：セブンイレブンが施設にて飲食物を販売する場合には軽減税率の対象となる。ただし、施設の中に常設店舗がある場合で、その店舗専用のテーブル・椅子がある場合はイートインとなる。</p>
<p>★Q：月に一度、外から出前を取っている。その場合はどうなるか。 (仙台 No.3)</p>	<p>A：出前は弁当購入と同じなので、軽減税率の対象となる。</p>
<p>★Q：通常食のほかソフト食や経管栄養を提供しているが、手数料100円をいただいている。通常600円だと対象となるが手数料を含めると対象外になる。手数料だけ加工費という名目で別でとって、食事代だけを対象にすることが認められるか。経管栄養も同様に、仕入れたものが600円なら対象になるが、加工賃を別にやっているものについて、一体でみなさいといけないかどうか。 (名古屋 No.4)</p>	<p>A：加工賃については、別に書面で定めることで軽減税率の上限額の対象にしないということでもよい。経管栄養についても8%ということでもよいと思う。→(★修正回答) 食材加工賃については8%、経管栄養対応費は10%ではないか。</p>
<p>★Q：①サ高住を運営していて中で喫茶店を運営している。喫茶店の料金は入居者か一般で変わるということでもよいか。②居酒屋もやっているが、1,000円を超える人もいるが、その場合はどうなるか。 (名古屋 No.11)</p>	<p>A：①住宅に併設している喫茶店では、誰が食事を購入したかを管理する必要がある。②1,000円を超えてしまうと一食640円の上限を超えることになり対象外となる。</p>
<p>★Q：週に1回、利用者さんの選択制で喫茶コーナーを運営しているが、それも8%の対象としてよいか。 (札幌 No.6)</p>	<p>A：喫茶を除外することもカウントすることもできる。最初から軽減税率の対象にしないということをおらかじめ書面で定めておく必要がある。8%の対象とする場合は、食事もお茶も合計して上限を超えないという条件必要。(デイも特養もともと非課税。どの事業所として食事やお菓子を提供しているかが問われる。)</p>
<p>★Q：宅配弁当の出前にかかわって、施設の食事を弁当業者から購入して提供している(仕入れた金額とほぼ同じ金額で提供)。この場合は軽減税率ではなくて譲渡としての対象か(1食は640円を超えない)。 (広島 No.1)</p>	<p>A：ここで想定されているのは宅配弁当やお寿司の出前など、入所者の都合で提供して後で清算する場合。ホームの食事として弁当を提供しているとすれば、譲渡にはならないように感じる(ホームとして購入しているものを、あらためて入居者に販売している形)。譲渡よりは食事の提供に近いように思う。</p>

<p>★Q：①そもそも有料老人ホームで飲食料品の譲渡とはどのような場面を指すか。②P21の宅配弁当・出前の購入とはどのような場面を指すのか。 (広島 No.4)</p>	<p>A：①ここで想定されているのは宅配弁当やお寿司の出前など、入所者の都合で購入して後で清算する場合。ホームの食事として弁当を提供しているとすれば、譲渡にはならないと考える。(ホームとして仕入れ購入しているものを、あらためて入居者に提供販売している形であれば)。譲渡よりは食事の提供と考えられる。</p>
<p>★Q：仕入れについて、職員が食べた分は10%の課税となるか。 (大阪 No.4)</p>	<p>A：食品を仕入れる場合はすべて8%となる。仕入れる場合、販売される場合はすべて8%である。</p>
<p>★Q：家族の方が住宅にいられてお弁当を買った場合は8%でよいか。 (大阪 No.6)</p>	<p>A：そのとおりと考える。</p>
<p>★Q：ホーム内での売店での販売について。規模が小さいので売店の形式を取っていない。この場合に8%で販売してもよいか。 (東京 No.4)</p>	<p>A：食品の販売については、どこで販売しても8%となっている。</p>
<p>★Q：施設内に喫茶室を設けている。喫茶室で食事をした場合には、外食として扱って10%だと思うが、もしもテイクアウトの場合には8%として扱うのか。 (東京 No.6)</p>	<p>A：有料老人ホーム・サ高住での食事の提供に該当すれば8%の対象となると思う。喫茶室は外部など誰でも利用できる空間で、決して有料老人ホームの食事の提供ではないとした場合には、施設外の喫茶店等と同じく、中で食べれば10%、テイクアウトだと8%ということになると思う。</p>

(アンケート回答で、今後も留意しておくべき質問等)

- 出前について、例えば、入居者個人で外部に注文した場合は8%だと思うのですが、出前を入居者に注文(10名)をとり注文、入居者10名の領収書である場合は8%?10%?どちらですか? (:東京)

(15) 「食事委託会社との委託契約」

(会場での質疑)

<p>★Q：ホームと厨房委託契約は10%が適用されるが入居者との間では軽減税率適用されて2%の差額がでるが、これは施設側が負担するということか。 (仙台 No.9)</p>	<p>A：施設が仕入れする原価と、販売価格とは異なるはずで、必ず損する話ではないと理解している。要は受け取った消費税と支払った消費税との差異がマイナスになった場合にどうしたらよいか?との質問だと思うが、マイナスの場合には還付が受けられると財務省からは聞いている。</p>
<p>★Q：厨房の委託契約は10%。委託契約に食材費も含めた委託契約を締結している。その場合、食材費は8%ということによいか。 (名古屋 No.1)</p>	<p>A：おそらくその通りだと思う。</p>
<p>★Q：国税庁HPで食材の仕入れではなく、加工され温めるだけの食材は軽減税率の対象にならないとの案内をみたが、クックチル形式がそれにあたるのではないかと。どちらが正しいのか。 (名古屋 No.7)</p>	<p>A：最終的には、サ高住や有料老人ホームが食事を提供するというで判断する。お客様からいただく金額で8%か10%かを判断ということ。クックチルであっても一般の野菜を購入して提供する場合でも、最終的にサービス提供する段階で金額期限とともに判断ということ。</p>
<p>★Q：自社ではあるものの別法人として食事を提供している。契約時も利用者と別法人とが契約する形態をとっている。この場合も軽減税率の対象となるか。 (札幌 No.8)</p>	<p>A：それは確認させてほしい。別法人は介護事業所ではないという考え方と、契約形式に関わらず施設としての提供という考え方があるので、確認してご連絡したい。→(修正回答)事務局で検討した結果、実態として「老人ホームが提供する食事」と考えて良いという暫定回答としたい。(所管関係部署に念のため確認する)とする。</p>
<p>★Q：サ高住から給食提供の業務委託を受けている。食事の支払いについては入居者と個別契約を受けている。この場合は対象か。 (東京 No.3)</p>	<p>A：有料老人ホーム・サ高住の設置者・運営者が食事を提供していると整理できると確認を受けているので、対象であると思われる。</p>
<p>★Q：①P28についての質問。S社に食事の業務委託をしている。食品販売なので8%。これまで税金増の部分そのまま請求してきたが、入居者は8%、入居者の友人は10%となる。S社からの請求書は10%一律になるのか、対象によって請求書内容が変わってくるのか。②S社からは一律10%請求され、私たちは入居者に8%、それ以外には10%と請求を変えろという理解によいか。 (東京 No.12)</p>	<p>A：①S社と法人との契約が委託契約である以上、すべて10%となる。提供先が入居者かそうでないかは無関係。②そのとおり。</p>

(アンケート回答で、今後も留意しておくべき質問等)

- ホームと厨房委託会社と契約している場合は、委託契約10%で、入居者に対して、食費を厨房管理費と食材費に分けて請求（食材費640円以下）で8%とすることはOKですか？
（：名古屋）
- セントラルキッチン方式の詳しい説明。（：広島）
- 入居者と給食業者が直接契約（食事）している場合は？（介護事業所を介していない）
（：名古屋2）
- 運営法人とは委託契約ですが、入居者と個人契約をして、食事代を計算している。
（：東京）
- 厨房委託会社にて、材料実費で食材を仕入れてもらっているが、この場合は10%か？
（：東京）
- クックチル方式があり、厨房職員は自社の職員ですが、軽減税率対象か？（：福岡）
- クックチル（レトルト食品を厨房で温めて盛り付けているもの）により、食事を提供している場合は、1食640円を超えても8%でよいでしょうか？（：東京）
- チルド関係を業者に依頼し、厨房職員が温める作業を行うが、ご飯と味噌汁は自社作成した場合の計算方法はどうなりますか？（：福岡）
- クックチル方式があり、厨房職員は自社の職員ですが、軽減税率対象か？（：福岡）

(その他：アンケートにあったが資料等でご理解いただけそうな質問)

- 給食業者に委託している場合、委託費10%と入居者から徴収する消費税の差を「還付」できるのか？どういう場合、還付の対象なのか？説明では聞き取れませんでした。
（：東京）
- 再委託のケース。10%と8%の差額は、還付される場合がよくわからない。（：大阪）
- 経理担当でないため、詳細はわかりませんが、給食業者からの請求は10%で、入居者様へは8%となった際、損税がほぼ発生しないというところの説明がよくわかりませんでした。
（：大阪）
- フード委託会社に委託費と食材費と支払っているのですが、食材費は食堂の売上を全額フード業者に支払う場合、8%と10%の混在した金額をそのまま支払えばよろしいですか？
（：東京）

(16) 上記以外のその他の質問

(会場での質疑)

<p>★Q：640円の基準は簡単に変わるものか？もっと高くなったり、1,000円になったりするか。 (名古屋 No.6)</p>	<p>A：おそらく簡単に変わらない。しばらく変わらない。</p>
<p>★Q：有料老人ホームとデイサービスを経営している。そもそも1,000万円を超えるまでは消費税は要らないか？デイサービスはそもそも食事の提供は要らない。有料老人ホームについては1,000万円を超えた時点から必要ということ。中に居る人がデイサービスにいるときは要らなくて有料老人ホームに居る時は居るという状況になる。 (名古屋 No.8)</p>	<p>A：消費税法と事業規模とに基づいて判断する。消費税をもともと支払うべき事業規模であれば、最初から消費税は請求するということになるはず。詳しくは税理士に確認して欲しい。</p>
<p>★Q：認知症グループホーム、デイサービスは消費税の対象ではない。まだ住宅型を建てたばかりで1,000万円には達していない。今後1,000万円を超えた場合に消費税が発生することのことだが、グループホームやデイサービスへの影響は切り離して考えてよいか。(税理士に聞いてもわからない、県に聞いても税理士に聞けと言われて宙に浮いている。) (名古屋 No.10)</p>	<p>A：税金の専門ではないので詳しいことはわからないが、課税売上割合等が関係するはず。全体的に影響がないかはわからないが、仮にあったとしても限定的かと。税の専門家に確認いただくのが確か。</p>
<p>★Q：2つのサ高住を運営している。10月からの消費税UPは理解。消費者保護で入居者に軽減税率が適用されるが、運営側にはかなりの負担。助成金等で2%バックしてもらおうなど、入居者も運営者も両者とも喜ぶ提案を期待する。 (札幌 No.1)</p>	<p>A：要望だと思う。実現は行政が考えること。この説明会で事業所側の苦勞をどのように評価してくれるのか？といった意見をいただいたことは報告書等でも伝えたい。介ホ協・高住連としても要求していきたい。</p>
<p>★Q：税込みとなった場合は複雑にならないか。 (大阪 No.7)</p>	<p>A：事業所様の判断であり、事業所様のスタイルにお任せすることになる。</p>
<p>★Q：当社は軽減税率の対象となり、結果的に月額料金は変わらない。契約書には軽減税率によって月額料金が変わらない旨は明記した方がよいか。利用者様への対応はどうすればよいか。 (大阪 No.9)</p>	<p>A：軽減税率適応となっているので変わらないと明確にお伝えする事によって信頼度は増すのではないかと。</p>
<p>★Q：重要事項説明書の改定について。現在契約している方との重説も差替えるという理解でよいか。差し込みでもよいか。 (東京 No.11)</p>	<p>A：重要事項説明書の改定は、現入居者のものを改定する法人もあれば、変更点だけ示したものを配布する法人もある。これまで各住まいで行っていた方法でよいと思う。入居者にわかってもらうことが重要で、あらためてサインをもらう必要はないと理解している。</p>

<p>★Q：翌月のものを前月に取り纏めているが、2019年9月に取りまとめた2019年10月の分は、新税率の考え方が適用されると理解してよいか。 (東京 No.11)</p>	<p>A：それでよいが、結局のところ、食事の提供に関わる対価なので、提供時の日付で考えるということ。</p>
---	--

(アンケート回答で、今後も留意しておくべき質問等)

- 有料老人ホームの食費も非課税にできないか？（：大阪）
- 領収書に軽減8%、10%分けて合計するとのことですが、9月以前の8%分を一緒に請求した場合は、軽減8%と旧8%を分けて合計しなければならないのか？（：東京）
- 軽減税率が具体的、確実的になった段階で、再度説明会をしていただきたい。（：アンケート：仙台）
- 納品業者も当社もギリギリの価格でやっているのですが、さすがに値上げが必要になってきました。この時期に値上げをした時に、行政に便乗値上げと指摘されるリスクはありますか？（：大阪）
- 税込表記でパンフレットに表記した場合、内訳の記載はどこまで記載すべきか？業務全体で表記しておりますが、増税の部分がよくわからなかったです。（：大阪）
- 質疑で上がった内容、ホームページにアップしてほしい。（：大阪）
- 受託給食会社ですが、調理委託は標準税率10%であると説明をしても、なかなか信用してもらえません。単純明確なので、きちんと周知をしていただきたい。（：大阪）
- なぜ640円、1,920円の基準を定めたのか？老人ホーム入居のお客様は、介護が必要で入居している方がほとんどですので、一律軽減税率にしてほしかったです。（：東京）
- 請求書への記載方法での注意点。飲食料品の提供か販売かの違いが少しわかりづらいため、いくつか具体例があれば参考にしたいです。（：東京）
- 都内のサ高住です。1食640円の基準は、軽減税率を受ける際、ハードルが高い。もう少し基準を上げてもらえるよう、財務省に意見を言っていただきたいです。（：東京）
- 食費、1,000万未満は非課税になりますか？（：東京）

平成30年度厚生労働省老人保健健康増進事業

有料老人ホーム等における
軽減税率制度の導入に向けた取り組み支援
のための調査研究事業

発行 平成31年3月

公益社団法人全国有料老人ホーム協会

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル7F

TEL : 03-3272-3781 FAX : 03-3548-1078

<https://www.yurokyo.or.jp>

無断転載を禁ず



公益社団法人

全国有料老人ホーム協会

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル7階
TEL 03-3272-3781 (代表) 03-3548-1077 (入居相談)
FAX 03-3548-1078